

令和4年(2022年)3月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和4年3月3日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和4年3月3日(木)

出席議員

2番 田島明良

4番 岡村哲雄

6番 原隆伸

8番 樋口泰生

10番 瀧本攻

12番 入江康仁

15番 平野隆久

3番 柴田洋巳

5番 大西瑞香

7番 奥村仁

9番 太田哲生

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

16番 中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	玉 本 真 也	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩
環 境 管 理 課 長	宮 本 忠 宜	農 林 水 産 課 長	岩 見 建 志
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	上ノ坊 健 二
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	森 岡 純 司
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠	監 査 委 員	加 藤 克 英

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	直 江 和 哉
書 記	久 保 有 謙	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

4 番 岡 村 哲 雄	6 番 原 隆 伸
-------------	-----------

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、開会に先立ち、少しお時間をいただきたいと思います。

本年2月8日に開催されました全国町村議会議長会で、第73回定期総会におきまして、町村議会議員15年以上の在職者として近澤チヅル議員、家崎仁行議員に対する表彰が行われました。本日ここに表彰式の伝達式を行いたいと思いますので、近澤議員、家崎議員、前のほうへお願いいたします。

表彰状。

三重県紀北町、近澤チヅル殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和4年2月8日、全国町村議会議長会、会長、南雲正、代読。

どうもおめでとうございます。(拍手)

(表彰状伝達)

入江康仁議長

表彰状。

三重県紀北町、家崎仁行殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和4年2月8日、全国町村議会議長会、会長、南雲正、代読。

おめでとうございます。(拍手)

(表彰状伝達)

入江康仁議長

以上で、表彰状の伝達式を終了します。

それでは、ただいまから令和4年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

私語はちょっと慎んでくださいね。

3月定例会の開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

本定例会は、本日から長期にわたる会期となります。現在、三重県にはまん延防止等重点措置が適用され、県内では多くの新型コロナウイルス感染者が発生しております。皆様におかれましても健康には十分留意されまして、慎重審議をお願いするところでございます。

また、町長以下執行部の皆様方には、新年度予算の編成、大変ご苦勞さんでございました。

今議会は、新年度予算をはじめ、多岐にわたる事件を審議いただく重要な定例会でもあります。議員、執行部の皆様には、議事の進行に格別のご協力をお願い申し上げまして、定例会開会での挨拶とさせていただきます。

今期定例会においても、新型コロナウイルス感染予防のため、演台や傍聴席等の飛沫対策、休憩時の換気などを実施してまいります。

なお、携帯電話の議場内の持込みは禁止となっております。

また、先般、報道で会議中の私語についての指摘もされておりますので、当議会においての私語は十分気をつけていただきますようお願いいたします。傍聴者におきましてもご協力をお願いいたします。

会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程、議事日程の朗読をさせていただきます。

令和4年3月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、3月3日、木曜日、9時30分、本会議、開会。町政の一般説明、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明。

第2日、3月4日、金曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託。

第3日、3月5日、土曜日、休日。

第4日、3月6日、日曜日、休日。

第5日、3月7日、月曜日、休会。常任委員会予定日。
第6日、3月8日、火曜日、休会。常任委員会予定日。
第7日、3月9日、水曜日、休会。常任委員会予備日。
第8日、3月10日、木曜日、休会。常任委員会予備日。
第9日、3月11日、金曜日、休会。常任委員会予備日。
第10日、3月12日、土曜日、休日。
第11日、3月13日、日曜日、休日。
第12日、3月14日、月曜日、休会。常任委員会予備日。
第13日、3月15日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。
第14日、3月16日、水曜日、休会。予備日。
第15日、3月17日、木曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和4年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月3日（木曜日）9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5	町政の一般説明
第6	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第7	議案第2号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
第8	議案第3号 紀北町個人保護条例の一部を改正する条例
第9	議案第4号 紀北町職員の育児休養等に関する条例の一部を改正する条例
第10	議案第5号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第11	議案第6号 紀北町臨時駐車場条例の一部を改正する条例
第12	議案第7号 紀北町消防団条例等の一部を改正する条例
第13	議案第8号 紀北町集会所の指定管理の指定について
第14	議案第9号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和2年度分）

- 第15 議案第10号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和3年度分）
- 第16 議案第11号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第12号）
- 第17 議案第12号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第13号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第14号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第15号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第16号 令和4年度紀北町一般会計予算
- 第22 議案第17号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第23 議案第18号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第19号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第25 議案第20号 令和4年度紀北町水道事業会計予算
- 第26 議案第21号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第22号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4番 岡村哲雄議員

6番 原 隆伸議員

のご両名をご指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 17 日までの 15 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 17 日までの 15 日間とすることに決定しました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 22 日に議会運営委員会が開催され、3 月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。

本定例会に提案され、受理した案件は、人事案件が 2 件、予算を含む一般議案が 20 件の合計 22 件となっております。

次に、一般質問についてであります。2 月 15 日から 21 日までの提出期間内に 5 人の議員から通告書が提出されました。なお、施政方針に対する質問については、通告の要旨の締切りが 3 月 4 日の午後 1 時までとなっております。日程については、現在の予定では、15 日、火曜日に 5 人ということで、1 日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和 3 年度 12 月分及び 1 月分について、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。

三重紀北消防組合議会は、3月25日、金曜日、午前10時から、紀北広域連合議会は、同日午後1時30分から、東紀州環境施設組合議会は、3月29日、火曜日、午前10時から、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月30日、水曜日、午前10時からそれぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におきましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、議会定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。新型コロナワクチン接種についてでございます。

新型コロナワクチン接種の状況についてご報告をさせていただきます。

現在、3回目の新型コロナワクチン接種につきましては、2回目の接種から6か月を経過された方を対象に、順次接種のご案内をさせていただいております。

1月13日に高齢者施設から接種を開始し、2月1日からは町内11か所の医療機関におきまして個別接種を進めているところでございます。

また、集団接種につきましては、2月27日、日曜日に海山公民館において実施し、676名

の方が接種を受けられました。

今後の予定といたしましては、3月6日、日曜日と3月13日、日曜日に東長島公民館、3月21日、月曜日に海山公民館の日程で集団接種を実施し、個別接種と並行して進めてまいります。

なお、5歳から11歳の方の1回目の接種につきましては、対象となる皆様にご案内を始めていただいております。

接種を希望される方々が一日も早く接種を終えることができるよう努めてまいります。

以上、1件をご報告いたしまして、3月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

令和4年3月議会に定例会の開会に当たり、私の町政経営に対する基本的な考えを明らかにするとともに、令和4年度予算案について、その概要を述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、紀北町長に就任以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢の下、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、町の課題に真摯に向き合い、町政発展に全力で取り組んでまいりました。

今後の町政経営につきましても、これまでの町長としての経験を生かし、現場を重視するとともに、時代の変化や要請を的確に把握し、柔軟な発想と広い視野で紀北町第2次総合計画の将来像に掲げた「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれる町～」の実現に向け、町民の皆様と協働して各種施策や事業を積極的に進めてまいります。

さて、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたのは令和2年の1月

でした。

その後2年が経過いたしました。この1年は、次々に新たな変異株が出現し、流行の波を繰り返してきたものの、ワクチン接種などにより感染者数は落ち着きを見せていましたが、新年を迎えてからコロナウイルスの変異株のオミクロン株の感染拡大が急激に増加し、現在、第6波の渦中にあります。町内においても、感染者が1週間で100人を超える状況も発生をいたしました。

町といたしましては、希望する町民の方々に対し、速やかに新型コロナワクチンの3回目接種を実施するとともに、町民の命を守るため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に万全の体制で臨んでまいります。

令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、アフターコロナの時代に合った事業を積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

町民の皆様におかれましては、引き続き新しい生活様式を定着させ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症の対応に日夜ご尽力をいただいております医療従事者の皆様方をはじめ、感染対策に従事していただいております全ての皆様方に改めて深く敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

令和4年度は、町長就任4期目と、現在策定中の紀北町第2次総合計画後期基本計画のスタートの年度となります。

紀北町長4期目の具体的な課題として掲げた「汐ノ津呂排水機場・出垣内排水機場の整備更新」、「矢口漁港海岸の堤防整備」、「赤羽寮の養護老人ホームの建て替えを視野に入れた検討」などを着実に進めてまいります。

私自身、初心に立ち返り、先進的に取り組む努力を怠ることなく、地域が持つ魅力と活力を最大限に高めてまいります。

町民の皆様の負託に持てる全ての力を傾注し、任務を全うしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

1月17日に召集された第208回通常国会における岸田文雄首相の施政方針の一部を抜粋いたしますと、新型コロナ対応につきましては、「新型コロナは未知のことも多く、全てを見通した上で判断を行えるわけではありません。専門家の意見を伺いながら、過度に恐れることなく、最新の知見に基づく対応を冷静に進める」。

新しい資本主義につきましては、「成長戦略の第一の柱はデジタルを活用した地方の活性化です。新しい資本主義の主演は地方です。デジタル田園都市国家構想を強力に推進し、地域の課題解決とともに、地方から全国へとボトムアップでの成長を実現していきたい」。

気候変動問題への対応につきましては、「2050年カーボンニュートラルの目標実現に向け、単にエネルギー供給構造の変革だけではなく、産業構造、国民の暮らし、そして地域の在り方全般にわたる経済社会全体の大改革に取り組みます」。

災害対策については、「昨年熱海市で発生した盛土を起因とする土石流災害と同様の悲劇を繰り返すことがないように、これまで規制をかけることができなかった地域においても、危険な盛土を規制するための法律を整備いたします」と述べられています。

このような国の基本政策を十分に踏まえた中で、町を取り巻く情勢の変化を的確に把握し、関連の支援施策や事業などを積極的に取り入れ、町政経営に生かしてまいります。

昨年は、7月に静岡県や神奈川県を中心に大雨が降り、熱海市では土石流が発生し、甚大な被害を受けました。

また、8月には、九州、中国、北陸をはじめ、全国各地で大雨が続き、多数の河川が氾濫して、人的・物的被害が広範囲で発生いたしました。

地震につきましては、2月の福島沖地震では最大震度6強、3月の和歌山県北部地震は震度5弱、その他、宮城県沖、青森県沖、山梨県東部、トカラ列島近海などで震度5弱以上の大きな地震が発生をいたしました。

また、本年1月16日には、南太平洋トンガ王国沖の海底火山大規模噴火に伴う津波により、県内では小型船舶の転覆やカキ養殖用いかだが流されるなど大きな被害が発生いたしました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

一方、台風の発生数は、平年値の25.1個を下回る22個で、上陸した台風3個、接近した台風は12個でありました。幸いにも本町では、台風の接近や豪雨の影響による大きな自然災害はなく、安堵いたしましたところでございます。

しかしながら、紀北町は地理的、気象的に自然災害に対して極めて厳しい条件下にあり、平成16年の大水害をはじめ、幾度も大きな被害を受けております。

いつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ地震においても、甚大な被害を被る地域と言われています。

これまで経験したこと、見たこと、教わったことを十分生かし、地震・津波・台風・豪雨などの自然災害に対する防災力・減災力をさらに強化し、日頃の訓練や準備を怠ることなく、

常に災害を意識し、町民の皆様と力を合わせ、安全で安心なまちづくりに向け、力を傾注してまいります。

我が国における成年年齢は、明治9年以来20歳と民法で定められておりましたが、改正により、本年4月1日から成年年齢は18歳に引き下げられます。

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約できる年齢」という意味と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。

成人に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路も自分の意思で決定できるようになります。

成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられています。将来を担う若い方々のご意見もしっかりお聞きしながら、町民の皆様とともに町政経営を進めてまいりたいと考えております。

令和2年に実施された国勢調査の確定数値が公表され、紀北町の人口は1万4,604人でありました。5年前の平成27年の国勢調査による人口は1万6,338人であり、5年間で1,734人、10.61%減少しております。

また、合併した平成17年の国勢調査による人口は1万9,963人でありましたので、15年間で5,359人、26.84%減少しております。

人口の急減、超高齢化が顕著な本町におきましては、町を取り巻く情勢の変化や国の動きを踏まえ、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って、これまで以上に創意工夫を凝らし、着実に取組を進めてまいります。

また、漁業協同組合、森林組合、農業協同組合、商工会、観光協会などの団体をはじめ、各種産業団体の皆様にもお力をいただきながら町の活性化を図るとともに、子育て支援やいつまでも元気な高齢者が活躍するまちづくりを進めるなどの人口減少対策を進めてまいりたいと考えております。

さらには、地域おこし協力隊による都市部とのつながりづくりや、世界遺産熊野古道、銚子川などのすばらしい自然環境の発信を行い、交流人口、協働人口の増加に努めるなど、多様なつながりの拡充といった観点の事業も積極的に行ってまいります。

デジタル庁による国全体のデジタル化が主導され、多くの自治体はその推進に応じた対応を始めております。

多気町、大台町、明和町、度会町、大紀町、紀北町では、先端的なサービスの提供により便利な生活を実現するための国家戦略特区「三重スーパーシティ構想」の区域指定を目指しつつ、先端技術実装の検討や実証実験の取組を進めてまいりました。

本年1月13日には、当該構想の実証地でもあるVISIONに若宮健嗣デジタル田園都市国家構想担当大臣が視察に訪れ、私もお会いすることができました。

大臣は、先端技術実装の取組、地方における医療アクセス課題を解決する医療Ma a S、実施実験の取組など、この地域のデジタル化の進捗状況をご覧になりました。

国においては、令和2年12月に自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定され、全ての市町村に対して足並みをそろえて、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化などを実現することが求められています。

人々の価値観や暮らし方が多様化し、行政に求めるニーズの幅も広がっています。デジタル技術や様々なデータの活用により、町民の利便性を向上し、業務の改善・効率化により生まれる余剰時間を住民一人一人に寄り添ったサービスの強化につなげていく必要があります。

デジタル・トランスフォーメーションは、従来のIT化とは意味合いが全く異なり、デジタルを活用して新たな付加価値が生み出され、町の産業や町民の皆様の生活のあらゆる面で変革が進められていくことになります。

この流れに対応していくためにも、職員の意識改革を進め、幅広い視野を持つ職員の育成に努めなければなりません。

今後は、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式が急速に浸透していくものと考えております。町民の皆様も行政も、もっと便利で安全な未来に向かうため、行政の仕事のやり方や組織の在り方を変えていくために、大きくかじを切るときであると考えております。

健康増進については、「健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる」の下、健康体操やウォーキング、「ちょい減らし+10」などの推進、総合健診や各種がん検診の実施により、健康意識の向上や健康づくり、体力の維持増進に努め、町民の皆様が生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを積極的に進めてまいりました。

令和4年度におきましても、引き続き関連施策を推進するとともに、これまで以上にブラッシュアップをした事業を推進してまいります。

これらのことを早急に前進させるため、まずデジタル化と健康増進をさらに推進するための体制を強化し、積極的な事業推進を図ってまいります。

平成29年度にスタートした紀北町第2次総合計画は、前期の基本計画の5か年が令和3年

度で終了することから、現在、令和4年度から令和8年度を計画期間とする後期基本計画をSDGsの視点を踏まえ策定中でございます。

計画策定に当たり、まず町民の皆様をはじめ、特に将来を担う中学2年生を対象として、アンケートという形でご意見をいただきました。

いただいたご意見を反映した中で、総合計画の策定委員会、審議会、パブリックコメントを経て、決定させていただくこととなります。

紀北町第2次総合計画の将来像である「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向けて設定した基本目標である「ずっと暮らせる安全・快適なまち」、「やさしさで支え合う健康・福祉のまち」、「魅力と活力ある産業のまち」、「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」、「ともに担う参画と協働のまち」の5つの柱に沿った重点プロジェクトや主要施策を積極的かつ計画的に進めてまいります。

以上のような町政経営の基本的な考えの下、「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現を図るため、当初予算額99億365万5,000円の一般会計予算を編成し、施策を着実に進めてまいります。

国は、令和4年度の予算編成につきまして、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現に向けて、具体的には新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのため、ワクチン・治療薬の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進するとしております。

また、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するため、具体的には科学技術立国の実現、地方を活性化し世界とつながるデジタル田園都市国家構想、経済安全保障の推進を3つの柱とした大胆な投資により、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図る。

また、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護、介護、保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした配分戦略を推進する。

加えて、東日本大震災からの復興・創生、高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靱化や交通・物流インフラの推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資する。

年代・目的に応じたデジタル時代にふさわしい効果的な人材育成、質の高い教育の実現を

図る。

2050年カーボンニュートラルを目指し、グリーン社会の実現に取り組むとしています。

このような基本方針に基づいて編成された令和4年度の国の一般会計歳入歳出概算の規模は107兆5,964億円で、前年度当初比9,867億円、0.9%の増となっております。

令和4年度においては、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることといたしております。

国の地方財政対策等につきましては、一般財源総額は62兆135億円で、地方税収は41兆2,305億円を見込み、不足分を補う地方交付税の総額は、自治体への配分額で18兆538億円、前年度当初比3.5%、6,153億円の増となり、財源不足を補填するための臨時財政対策債発行額は67.5%減の1兆7,805億円としております。

地域社会デジタル化の推進予算につきましては、地域社会のデジタル化を推進するため、地域デジタル社会推進費2,000億円を計上、公共施設の脱炭素化の取組などの予算につきましては、公共施設等適正管理推進事業費に脱炭素化事業を追加し、事業費を5,800億円計上するとともに、事業期間を5年間延長することといたしております。

消防・防災力の一層の強化の予算として、緊急防災・減災事業債について、消防本部における災害対応ドローンの整備や消防救急デジタル無線の機能強化を追加するなどの対策事業を拡充することとしております。

また、まち・ひと・しごと創生事業の予算として、地方団体が少子化や人口減少などの課題に対応し、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、1兆円が確保されています。

このような情勢の中、編成いたしました本町の令和4年度一般会計当初予算につきましては、総額99億365万5,000円、令和3年度当初予算と比較して0.5%、4,983万2,000円の減となりましたが、100億円に迫る大型予算となっております。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税が43億9,300万円で全体の44.4%を占め、次いで町税12億9,327万8,000円、繰入金10億3,158万8,000円の順となっております。

歳出の主なものにつきましては、民生費が26億7,617万6,000円で全体の27.0%を占め、次いで総務費14億8,326万6,000円、公債費14億1,985万9,000円の順となっています。

重要な事業といたしまして、本年2月より開始しております新型コロナウイルスワクチン

の3回目接種に係る委託費等を予算化し、町民の皆様の生命を守るため、万全を期してまいります。

大型事業につきましては、継続事業であります矢口漁港の海岸保全施設整備事業、上里集会所改築事業、汐ノ津呂排水機場整備事業、橋梁・トンネル長寿命化修繕事業を、新規事業といたしまして、脱炭素社会を推進するため、相賀小学校屋内運動場及び海山グラウンドの照明のLED化、東長島公民館非常用発電機の更新費、旧島勝小学校を解体するための設計費、海山総合支所の倉庫整備費等を、県営事業では、出垣内排水機場・相賀排水機場の機器更新費等の負担金、城ノ浜地区の熊野灘臨海公園のプール整備負担金等を、ソフト事業では、環境対策として、2050年カーボンニュートラルを目指すための再生可能エネルギー導入目標の策定調査費、防災対策といたしまして、新たな洪水ハザードマップの作成費、地域活性化対策として、外部の視点による新たな地域振興を推進するための地域おこし協力隊3名増員の活動費等を予算化しております。

町道整備など生活に密着した必要不可欠な事業に加え、人口減少・少子高齢化への対応事業、安全・安心な暮らしの確保事業、農林水産業などの地場産業の活性化事業など、地域を元気にするために必要な施策を積極的に進める予算となっております。

財政調整基金などの繰入れにより財源を確保するなど、厳しい財政状況ではございますが、国・県の補助金、交付金をはじめ、合併特例事業債、過疎対策事業債など有利な起債の活用を図るなど、財政の健全性の確保に努め、厳しい財政状況に対応してまいります。

特別会計では、国民健康保険事業会計が20億1,773万8,000円、介護サービス事業特別会計が1億9,064万5,000円、後期高齢者医療特別会計が6億2,002万9,000円、水道事業会計では、支出ベースで6億1,722万7,000円となっており、一般会計を含めた全会計の予算額は133億4,929万4,000円となっております。

それでは、令和4年度の主な施策の概要について、紀北町第2次総合計画の5つの基本目標に沿って申し上げます。

まずは、基本目標の1つ目の「ずっと暮らせる安全・快適なまち」についてであります。

近年、各地で大規模な地震が発生しています。南海トラフ地震も、今後40年以内の発生確率は90%、また10年以内では30%程度となっております。いつ発生してもおかしくない状況であることを念頭に置き、特に沿岸部では地震により5m以上の津波が到達する確率が26%以上と想定されていることから、防災・減災対策はますます重要な施策となっており、引き続き重点的に進めてまいります。

災害につきましては、線状降水帯による豪雨、台風の大型化など、気象変動が要因の1つとも思われる様々な形となって発生しております。全ての災害から身を守るすべは困難なものがございますが、これまで以上に自助、共助、公助の連携の下、引き続き自主防災会や自治会からの緊急要望を中心に、津波避難路や避難誘導灯の整備など適正配置を考慮し、できるものから積極的に実施してまいります。

また、共助の要となる自主防災会活動の一層の活性化を図るため、自主防災会活動支援補助金を継続するとともに、消防団との訓練実施や消防団装備の充実などを進め、地域防災力の強化を図ってまいります。

本町の防災アドバイザーである三重大学の川口淳准教授をはじめとする産学官連絡による地域防災支援事業に取り組み、自主防災会などと連携の上、地域の特性を踏まえた避難行動や様々な被害を想定した防災訓練を実施するとともに、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなどを通じた防災教育を推進し、防災意識の一層の高揚を図ってまいります。

また、引き続き食料などの備蓄品の購入やコロナ禍における避難所の運営について、感染拡大防止を踏まえた対策の強化を図ってまいります。

台風や大雨などの自然災害や火災、救急業務への対応でございますが、三重紀北消防組合や消防団との連携強化や、被害軽減のための早期避難対策、避難所における安全対策強化、防災ナビや防災行政無線戸別受信機による情報伝達の充実、主要河川へ設置した監視カメラの活用、暴風や家屋浸水対策、雨水排水対策などへの取組を推進してまいります。

次に、海岸保全施設整備事業では、令和2年度に三浦漁港海岸が完成し、矢口漁港海岸についても、引き続き農山漁村地域整備交付金の活用に加え、町単独事業を実施し、事業の早期完成に努めてまいります。

また、防災重点ため池につきましては、令和3年度に原池地区の県営ため池等整備事業が完了いたします。

新たに馬瀬・宮谷池において事業計画の策定を行い、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

次に、山地災害対策では、県と連携し治山事業の円滑な実施を図るとともに、鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地については、引き続き土砂や流木の流出対策の検討を国・県・町の3者協議により進めてまいります。

また、人家などへの倒木による被害を予防するため、人家裏危険木伐採事業への補助や流

木による河川下流域、海域への被害の軽減を図るため、河川周辺立枯木整備事業などを引き続き実施してまいります。

町内の水害や土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携の下、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治水対策を推進してまいります。

土石流対策では、県砂防事業として島勝浦・谷地東谷及び馬瀬・猿谷の砂防工事が引き続き予定されています。

また、砂防堰堤の埋塞土砂撤去が引き続き予定されています。

急傾斜地崩壊対策では、県事業として出垣内地区におけるのり面対策工事が引き続き予定されています。

治水対策では、県河川事業として、銚子川、赤羽川の体積土砂の撤去と赤羽川・出垣内地区及び三戸川・島原地区、船津川・船津地区の堤防補強工事が引き続き予定されています。

また、町河川事業といたしまして、普通河川悪水小川の維持補修工事の実施と河川維持のための修繕工事を実施してまいります。

港湾・海岸整備では、県事業として、江ノ浦大橋耐震補強工事及び中ノ島地区高潮対策工事が引き続き予定されています。

また、船津川・銚子川の河口閉塞対策として、河口堆積土砂撤去が引き続き予定されています。

地籍調査事業につきましては、円滑な土地取引や災害時の早期復旧などに寄与するため、国土調査法に基づき、相賀地区及び鯨地区内の土地の筆界、面積、地目の確定を推進してまいります。

道路・交通網においては、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤で、本町の道路網は、紀勢自動車道、国道42号、国道260号、国道422号の基盤道路のほか、県道10路線、町道1,013路線がそれぞれ機能を持ち、産業活動や住民生活を支える基盤となっています。今後も住民生活の利便性・安全性の向上など、幹線道路の整備を推進してまいります。

県の道路事業では、国道422号・志子・下地地区、国道422号・大原地区及び矢口浦上里線・矢口地区の道路改良事業と須賀利港相賀停車場線・相賀橋の橋梁事業が引き続き予定されています。

なお、相賀橋は仮設工事に着手しておりまして、完成に向けて引き続き工事が予定されています。

また、長島港線・長島地区の道路改良事業への着手に向けたルートの検討が進められています。

町の道路事業では、相賀桜町6号線ほか7路線の道路改良工事及び小山里ノ内線ほか4路線の道路舗装工事を実施してまいります。

また、橋梁長寿命化計画に基づき、道路メンテナンス事業補助金を活用し、瀬頭橋ほか4橋の改修工事を実施してまいります。

さらに、トンネル長寿命化計画に基づき、道路メンテナンス事業補助金を活用した白浦トンネルの修繕工事を引き続き実施してまいります。

県の公園事業では、熊野灘臨海公園（城ノ浜地区）の都市公園整備事業に着手しており、プールや管理棟などの整備を令和5年度のオープンに向けて進める予定となっております。

町営住宅管理事業では、公営住宅等長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用したあけぼの団地のC棟の外壁改修及びベランダ手すり改修工事を実施いたします。

また、所有者の不在や適正に管理されていないことが全国的にも問題となっている空き家等について、適正に管理されるよう指導等を行うとともに、保安上の危険排除、景観の保持など、生活環境の保全を図るための対策に取り組んでまいります。

水道事業では、施設のきめ細やかな維持管理により長寿命化を図り、老朽化した施設や設備の更新を進めるとともに、配水管などの更新と耐震化を推進するなど、管路網の整備充実を図ってまいります。

さらに、良好な水源の保持・確保のため、水質検査を引き続き実施し、水道水の安全・安心かつ安定的な供給に努めてまいります。

また、住民の皆様には水道事業に対する理解を深めていただくための啓発活動にも取り組んでまいります。

環境衛生対策では、循環型社会の形成とともに、豊かな自然を尊び、自然と調和の取れた生活を継承していくために、包括的に環境施策の推進を図ってまいります。

廃棄物の処理につきましては、現ごみ固形燃料化施設において資源循環の一端を担っていくとともに、ごみ減量及びリサイクルを促進するための方策を検証し、実行していきます。

さらに、環境負荷を軽減する安定的なごみ処理能力を確保するため、循環型社会形成に寄与できる将来の一般廃棄物処理施設整備に取り組む必要があり、東紀州環境施設組合による広域ごみ処理施設の整備を進めてまいります。

また、温暖化対策といたしましては、第3次紀北町地球温暖化対策実行計画に基づきまし

て、町の業務における温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、2050年カーボンニュートラルを見据えた地球温暖化対策を進めます。

生活環境の保全では、浄化槽設置に対する助成を継続し、設備改修で処理能力を向上させ、たし尿処理場による汚水処理とともに、町全域の水質改善に取り組んでいくほか、「自然と共生の町」宣言の具現化を目指し制定した紀北町生活環境の保全に関する条例に基づき、施策を進めてまいります。

公共交通につきましては、おでかけ応援サービス「えがお」、廃止代替バスや「いこかバス」などの運行とともに、交通関係者と連携や分析調査などを行い、住民の皆様にとってより身近な移動手段が確保できるよう、交通体系の改善・進展に努めてまいります。

情報化につきましては、政府は、創設したデジタル庁により、国が保有するビッグデータの活用や5G、人工知能やモノのインターネットといった技術を社会に浸透させるとともに、「スーパーシティ構想」、「デジタル田園都市国家構想」などにより、地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮めていこうとしています。

この動き出した高度情報化の波に乗って、私たちの生活を向上させるデジタル化を推進するため、「三重広域連携スーパーシティ構想」の実現に取り組むとともに、利便性のあるサービスの提供と業務効率化に資する新たな情報通信技術の導入を目指します。

入江康仁議長

町長、ここでちょっと休憩を取りたいと思います。いいですか。

尾上壽一町長

はい。ありがとうございます。

入江康仁議長

それでは、ただいま暫時休憩に入ります。

(午前 10時 29分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 10時 45分)

入江康仁議長

町長、一般説明の続き、よろしく。

尾上町長。

尾上壽一町長

ただいま、ご配慮いただきまして、ありがとうございます。

それでは、引き続き基本目標2つ目の「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」についてお話をさせていただきます。

少子高齢化が急速に進展する中、全ての住民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らすことのできる「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」を実現するために、関係課の連携を強化し、取組を加速化させているところでございます。

本町では、人口減少とともに、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行により子どもを持つ親の孤立化も見られることから、「安心して子どもを生み、健やかに育むまちづくり」の基本理念の下、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進してまいります。

このため、社会全体で子育て家庭を支援していくという視点に立ち、関係機関が一体となって家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

近年、共働きの家庭の増加が見込まれる中、働く親の多様化する職場環境やライフスタイルに対応するため、必要に応じた保育サービスの充実に努めてまいります。

また、子育て家庭に対する支援といたしまして、引き続き地域子育て支援センターや放課後児童クラブの運営に対する支援を実施してまいります。

さらに、放課後児童クラブでは、ひとり親世帯と障害児を持つ世帯の利用料減免を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、保育所運営費や町単独による障がい児保育事業や重度障害児保育士特別加配補助を引き続き行ってまいります。

町単独の支援として実施しております保育所の副食費及び幼稚園の給食費、3人目以降の小学校、中学校の給食費の無料化を引き続き実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子育てに関する様々な悩みや不安、精神的な負担感の軽減、解消を図るため、子育て世代

包括支援センターを中心に、母子保健事業を通じた相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、全ての子どもとその家庭及び妊産婦などに対して専門的な相談や情報提供、訪問などによる継続的な支援を実施する子ども家庭総合支援拠点の今年度設置を目指してまいります。

子ども医療費への上乗せ助成を入院は18歳、通院は15歳になる年度末まで引き続き実施してまいります。

また、義務教育初年度に当たる小学校入学時の新入学用品の現物支給や、小・中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を引き続き実施し、子育てを支援してまいります。

子育てがしやすい環境づくりとともに、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう地域づくりに向けて、結婚・妊娠・出産・子育てに係るポータルサイト「きはくファミラボ」の情報更新に努め、より有意義な運営を図ってまいります。

結婚新生活支援事業では、今年度から結婚による新しい生活をさらに応援するため、補助対象経費の拡充や補助上限額を一部拡大し、支援の充実を図ります。

高齢者福祉施策では、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、在宅医療介護連携推進事業など地域支援事業を通して、地域での健康づくりの充実、地域活動の人材の発掘、ボランティア団体などの育成、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制のネットワークづくりに取り組み、支え合いの地域づくりを推進してまいります。

認知症の高齢者とその家族を支援するため、認知症に関する新しい知識の普及を図り、認知症サポーターを養成するとともに、地域での認知症カフェ、家族の集いの場の開催を支援してまいります。

緊急通報装置の設置、配食サービスなど、町独自の事業を引き続き実施するとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる体制を構築し、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

次に、町立老人ホーム赤羽寮では、利用者が安全・安心で快適に暮らせることはもちろんのこと、利用者・職員全員が笑顔の絶えることのない安らぎとぬくもりのある「住まい」としての施設づくりを進めることを目標に取り組んでまいります。

そのためには、利用者本位の環境整備や施設サービスの充実を図る必要があり、今後も利

用者の方が自分らしく安全・安心な暮らしができるよう、継続的に施設の改修と備品の更新を行っていくこととし、昇降式介護浴槽や調理機器等を更新いたします。

また、町立老人ホーム赤羽寮の養護老人ホームについて、建て替えも視野に入れながら、今後の運営方法についての検討を始めてまいります。

障がい者福祉施策では、地域における障がい者支援策として、障がい者本人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などが相まって多様化するニーズに対応していかなければなりません。

引き続き障がい者総合支援センターや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練などの給付事業の円滑な運用をはじめ、腎臓機能障害による人工透析などの通院に要する経済的負担を軽減するための助成や移動支援、日中活動系サービスを提供する社会資源の確保など、障害者が住み慣れた町で暮らし続けられる支援体制の構築を引き続き目指してまいります。

また、発達が気になる子どもが気軽に参加できる療育教室につきましては、関係機関と連携し、引き続き実施してまいります。

次に、町民の皆様の健康づくり事業につきましては、生活習慣病などの予防のために、「ちょい減らし+10」を健康づくりの合言葉に、食生活の改善と運動習慣の定着を目指し、町民の皆様一人一人が健康づくりを他人ごとではなく自分のこととして取り組んでもらえるよう、引き続き努めてまいります。

「ちょい減らし+10チャレンジ」につきましては、7年目を迎えますが、より多くの皆様により気軽に参加していただけるように、町内事業者や地域の健康づくりの集まりなどとの連携を進め、「ちょっとチャレンジ、ずっと健康」をキャッチフレーズに推進してまいります。

さらに、紀北町オリジナル健康体操の「きほく活活体操」、健康ウォーキングについても、町民の皆様が日常生活の中で取り組んでいただければやすくなるよう、行政放送などあらゆる機会に案内を行うとともに、紀北健康センターにおきましては、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、施設を活用した水泳教室や講座をより一層充実させ、指定管理者と連携し、さらなる魅力向上につなげてまいります。

また、健康的な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深めるため、健康スポーツクラブの講座の充実などにより、健康意識の向上や健康づくり、体力の維持増進に努めてまいります。

検診事業では、国が推奨しているがん検診の胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸

がんと特定健診を全て無料にすることで、引き続き受診率の向上を図り、病気の早期発見・早期治療に努めてまいります。

さらに、受診者の利便性を図るために、特定健診と各種がん検診などの全ての検診を1日で受診できる「みんなでいこか！総合けんしん」についても、引き続き実施してまいります。

また、出産後間もない時期の産婦の方を対象に、産婦健診に係る費用の助成を行います。産後は、生活の変化やホルモンバランスの変化などから心身の不調を来しやすいと言われており、健診により身体的機能の回復、授乳状況及び精神状況の把握等を実施することで、健やかな子育てにつながるよう努めてまいります。

尾鷲総合病院は、休日・夜間における入院治療を要するような重症救急患者に対する二次救急医療体制として、病院群輪番制病院の役割を担っており、この地域になくてはならない病院であることから、従来から尾鷲市と紀北町が行っている病院群輪番制病院運営事業について、支援を続けてまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がいまだ予断を許さない状況にあり、町内においてもクラスターが発生するなど、感染症が多数発生していることから、国の情報に注視しつつ、マスクの着用や手洗い、換気などの基本的な感染予防対策の徹底と、体調に異変を感じた場合は、外出を控え、医療機関や三重県の受診相談センターに相談するよう引き続き啓発してまいります。

また、ワクチン接種につきましては、国が示す3回目接種計画が前倒し傾向にありますので、動向を注視し、関係機関と連携を密に図りながら、可能な限り速やかに接種を受けることができるよう努めてまいります。

国民健康保険事業については、平成30年度から三重県も一保険者となり、県内市町が広域化しているものの、厳しい事業運営を余儀なくされている状況にあります。

医療費の適正化に向け、医師会などとの連携の下、疾病重症化予防策を講じ、また特定保健指導の充実を図るなど、保健事業を設定に展開してまいります。

次に、基本目標3つ目の「魅力と活力のある産業のまち」についてであります。

農業振興施策におきましては、安定的な利水を確保するため、一般土地改良事業などにより農業用水路や揚水機場などの農業生産基盤について、適切な維持管理に努めてまいります。

県営事業では、農業生産基盤や生活環境の整備を図るため、引き続き県営中山間地域総合整備事業の紀北2期地区の事業を実施するほか、中里地区におきましても、引き続き農地中間管理機構関連農地整備事業を実施し、農業基盤整備を進めてまいります。

また、町内6か所の湛水防除の排水機場については、土地改良施設維持管理適正化事業、県単排水施設整備事業などにより適切な維持管理に努めてまいります。

さらに、人・農地プラン事業による農業者への支援をはじめ、農地中間管理機構を活用した農地の借手と貸手に対する支援、日本型直接支払制度による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

有害鳥獣対策では、引き続き猟友会と連携した有害鳥獣の適切な駆除や、農村見守り支援隊による迅速な対応とともに、獣害防止用の電気柵などの資材費用への助成や鳥獣害防止総合対策事業などの活用により獣害被害の軽減を図り、営農意欲減退の抑止に努めてまいります。

海岸環境整備事業では、海水浴場施設の指定管理者などと連携して、これまでの海水浴場の利用に加え、施設の新たな利用などによる魅力向上を図り、地域の活性化につなげてまいります。

次に、林業振興施策では、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムに対応するため、県、森林組合などと連携し、森林環境譲与税を活用した森林所有者への意向調査や森林境界の明確化などに取り組み、適切な森林の整備などを進めてまいります。

また、森林組合おわせなどの林業関係団体と連携し、国・県の補助制度を活用した施業の集約化の促進、路網整備、高性能林業機械などの導入を促すなど、森林資源の循環利用を進めてまいります。

町有林造成事業では、森林経営計画に基づく効率的な町有林経営に努めるとともに、森林組合おわせを中心とした民間委託方式により、計画的な事業量を確保することで、林業技術の伝承や雇用の創出を図るとともに、FSCグループ認証を取得した町有林の適切な森林管理に努めてまいります。

さらに、町管理林道や作業道におきましては、林道・治山関係事業での維持修繕に努めるほか、林道野又越線や林道便石線の維持補修事業を継続してまいります。

また、森林組合おわせが管理する林道につきましては、林道安全対策管理助成事業により、維持補修への支援を引き続き実施してまいります。

次に、尾鷲ヒノキ材について、その販路拡大に向け、関係団体との連携の下、安定供給体制の構築を図るとともに、地域産材の利用を促進し、木材関連事業を支援するために、町内の製材所から出荷された地域産材を使用した住宅建築に対する補助を引き続き行ってまいります。

次に、水産業振興施策では、三重外湾漁業協同組合と連携し、「浜の活力再生プラン」に基づく種苗放流事業など、水産資源の増殖を図るほか、漁業近代化資金、漁業経営維持安定化資金への利子補給による漁業経営の改善、外国人漁業研修生受入対策など、多方面から地域水産業を支援してまいります。

また、共同利用施設につきましては、長島港魚市場の活魚フロアの整備、水揚げ設備の更新、スカイタンク購入などへの支援を実施してまいります。

さらに、熊野灘の大型浮漁礁につきましては、現在2基で運用されていますが、老朽化により令和4年度に更新が予定されている1基に加え、さらなる増設を県に要望してまいります。

また、県営藻場造成事業により、海野、島勝浦、白浦沖合における藻場造成の調査計画に取り組み、アワビやイセエビの生息場の確保、稚魚の成育場の保全に努めてまいります。

さらに、これらの取組と連動させ、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者自らが行う藻場の食害生物の駆除や漁場環境の保全活動を支援し、効率的に漁場の再生を図るほか、内水面漁業については、銚子川環境保全会が取り組む河川環境の保全活動を支援してまいります。

次に、三重外湾漁業協同組合、一般社団法人海商をはじめ、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、長島港魚市場の衛生化に取り組むとともに、漁獲物の地域内消費を増大させるために、魚食普及や地産地消の取組を推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、漁港管理事業では、引き続き町内の5つの漁港施設の維持・修繕を行い、適切な管理に努めてまいります。

商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援として、みえ熊野古道商工会が実施する事業に対する助成や、小規模事業者の経営の安定と改善のため実施している小規模事業者経営改善資金に対する利子補給や創業支援制度としての保証料補助を引き続き実施してまいります。

さらに、中小企業の労働生産性の向上を図るために、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を引き続き支援してまいります。

また、地域の経済を持続的に活性化させていくため、住宅の改修に関する事業活動が推進される住宅リフォーム補助を引き続き行っていくとともに、併せて住環境の向上を図ってまいります。

物産振興事業では、地域産品の高付加価値化を進めるために、特産品の開発・販売を促進するとともに、物産のPRにも引き続き努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、地域の活性化につながることから、選んでいただける返礼品とするために、寄附者の分析などを行い、返礼品の充実やふるさと納税のポータルサイトを増やすなど、多くの皆様からご寄附いただけるよう努めてまいります。

頂いた大切なご寄附は、児童・生徒の教育環境の充実等に有効活用させていただき、引き続き適正な制度の運用を行い、ふるさと納税を推進してまいります。

集客交流施設として、始神テラスへの観光案内人設置の継続や、道の駅紀伊長島マンボウと道の駅海山と連携し、安全・安心に配慮しながら、集客・交流を促進してまいります。

同様に、「年末いきながしま港市」や「海・山こだわり市」などの物産販売イベントにつきましても、安全・安心に配慮し、町内産品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策では、ポストコロナを見据えた国内観光の本格的な回復を視野に入れ、特に密を避け、自然環境に触れる旅や、田舎に憧れを持って関わりを求めるニーズに対応するために、地域に眠る観光資源を磨き上げ、その価値を深く体験・体感できるよう滞在型コンテンツを造成して、何度も紀北町へ通っていただけるよう、町のさらなる魅力アップを進めてまいります。

町の魅力という点では、昨年、一昨年中止となりました「三重 紀北 SEA TO SUMMIT」の開催や、「奇跡の清流銚子川」をはじめとする魅力的な海・山・川の自然環境保全をコンセプトとした自然体験型環境学習、体験型観光をキーワードとして情報発信に努めてまいります。

さらに、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産登録された熊野古道や、昨年、第2次ナショナルサイクルルートとして指定された「太平洋岸自転車道」を活用するなど、広域連携を進め、集約交流活動の活発化を促進し、地域全体の活性化を推進してまいります。

常に新しい情報の発信や話題性のあるイベント等により紀北町をPRしていくため、PR用テレビ・ラジオ番組の制作、観光協会への観光振興PR活動事業などに対する支援を引き続き実施してまいります。

また、今後も地域おこし協力隊による外部からの視点を取り入れたまちづくりや観光振興などにより、地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、基本目標4つ目の「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」についてであります。

幼児教育では、自然との触れ合いや友達との関わりなど、幼稚園・保育園での集団生活の

中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて「生きる力」を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進してまいります。

また、令和元年10月より実施している幼児教育の無償化に伴い、引き続き幼稚園教育や一時預かり保育などニーズの多様化に対応し、たくましい心と体を育む幼児教育の充実を図るとともに、幼児期に学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼児と児童の交流や教師などの合同研修会を実施し、幼稚園・保育園・小学校との連携強化に努めてまいります。

学校教育では、「生きる力」の育成のため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視した教育を推進するとともに、支援を必要とする子どもに対しましては、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる特別支援教室を推進してまいります。

また、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、学校施設の整備を行い、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

政府のGIGAスクール構想に基づき整備されたICT教育機器を活用して、協働的な学びの中で、主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、誰一人取り残さないよう、個別最適化された学びを推進してまいります。

小学校入学時の新入学用品の現物支給や、要支援者対策といたしまして、小・中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を行い、子育てを応援してまいります。

さらに、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本とし、支援の必要な児童・生徒への介助教員などの配置を引き続き行ってまいります。

また、紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の理念に基づき、町及び学校などが連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、全ての小・中学校において学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見に努めてまいります。

さらに、子ども一人一人の学校生活における満足感や安心感、学習意欲など、児童・生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めてまいります。

中学校では、新学習指導要領に基づきまして、「生きる力を育む」という理念の下、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な知識、思考力、判断力、表現力などの能力を育む指導を行ってまいります。

また、外国語教育では、令和元年度より小学5・6年生で英語化、小学3・4年生では外

国語活動が始まりました。

小・中連携にて外国語活動・英語教育を通してコミュニケーション能力を高め、グローバルな視点で異文化を理解する学びを推進するとともに、ALTの4名体制を継続してまいります。

また、総合教育会議、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や学校の適正規模・適正配置などの諸課題に対応してまいります。

さらに、コミュニティースクールの推進、学校支援地域本部事業、地域未来塾事業を実施することによりまして、幅広い分野の方々の参画を得ながら学習支援、学校環境整備、学習教育活動などの活動を行い、学校、家庭、地域住民などによる相互連携協力の強化の下、町全体で子どもを育てていく仕組みづくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、紀伊長島地区は紀伊長島学校給食センターと紀北中学校から、海山地区は海山学校給食センターから、より安全で安心な学校給食の提供とともに、地元食材産物の活用を推進します。

なお、紀伊長島地区におきまして、令和5年度より紀北中学校の給食を紀伊長島学校給食センターに統合し、効果的に効率よく給食を提供するための整備を行います。

生涯学習につきましては、町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習講座や公民館講座などの学習機会を充実させていきます。

また、令和3年度に移転した海山図書室と紀伊長島図書室におきまして、幼児から高齢者まで各年齢層の町民が集いやすく、学習しやすい図書室を目指し、利用拡大と図書などの充実を図ってまいります。

青少年の育成では、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長することができるよう、いきいき子ども学園の継続や、子ども会・スポーツ少年団の活動を支援してまいります。

また、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携し、関係機関、家庭、地域が一体になって子どもたちを守り育てていく環境を目指します。

生涯スポーツにつきましては、体育協会などの関係団体を支援していくとともに、権兵衛の故郷走ろう大会や町民駅伝大会などの開催、スポーツ体験教室などを合同で開催し、スポーツ機会を提供するなど、スポーツの普及の推進に取り組んでまいります。

また、一人でも多くの子どもたちに夢を持つすばらしさを伝える「夢の教室」の開催や、全国大会などに出場する選手の支援、成績優秀者の表彰、美し国三重市町対抗駅伝大会への参加など、競技スポーツの振興に努めるとともに、町内のスポーツ団体が開催する大会の支

援を推進してまいります。

スポーツ交流の推進といたしましては、スポーツ合宿の誘致に向け、様々な媒体で情報発信のほか、県内外での誘致活動を進めるとともに、紀北町観光協会と連携した合宿プランの提供など、受入れ態勢の強化を図ります。

文化・芸術については、多様な文化活動や芸術活動が行えるよう文化団体に対して支援するほか、一流アーティストなどによる演奏会、演芸会を開催することにより、優れた文化・芸術に触れる機会をつくってまいります。

また、熊野古道の保存会や地元企業と連携し、熊野古道やその周辺環境の維持・保全に努めるとともに、子ども・若者などの次世代に守り伝えていくため、小・中学校の熊野古道学習への語り部を派遣し、地域の魅力を提供してまいります。

次に、基本目標5つ目は「ともに担う参画と協働のまち」についてであります。

今後、財政状況が厳しさを増すことが想定されており、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働により町政の運営を進める必要があります。

このことから、その中心的役割を担う自治会の活動拠点である集会所について、年々維持管理が厳しくなっていることに鑑み、引き続き一定の支援を講じてまいります。

そして、町民の皆様との協働によるまちづくりに向け、行政活動の報告や町民の皆様から意見をお聞きしながら町政の運営を進めるため、紀北町まちづくり協議会を引き続き設置し、今後のまちづくりに向けた意見交換を行ってまいります。

さらに、SDGsの目標にもあります「ジェンダー平等」の実現や「男女共同参画社会の形成」は大変重要な課題でございます。特に女性が活躍する社会の実現に向けた取組を推進するため、引き続き各種審議会や委員会などへの女性の参画を促し、ご意見をいただくことといたしております。

これらの各種方面の皆様方からいただいた様々なご意見、ご要望などを踏まえ、これからのまちづくりを住民の皆様と協働して進めていくことで、本町のさらなる発展に向けた取組を加速してまいります。

このほか、第4次紀北町行財政改革大綱に基づくアクションプログラムを推進し、町民の皆様への参画や協働に重点を置いた持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

また、町民の皆様が簡便かつ正確に本人確認や行政機関などからのサービスを幅広く受けられることができるよう、マイナンバーカードの取得しやすい環境づくりを進めてまいります。

また、町民の皆様に迅速で分かりやすい情報が提供できるように、広報紙、行政放送番組、ホームページ、紀北町防災ナビの活用と的確な情報発信に努めてまいります。

本町では、今後も人口減少傾向が続くことが想定される中、地域の活性化をより一層進めていく必要があります。空き家を有効活用する補助制度をはじめ、空き家バンク制度の充実を図るとともに、都市部で行われる移住フェアへの参加、移住体験施設を備えるなどの定住・移住対策のほか、地域外で活躍している様々な知見や影響力を持った紀北町出身者、町に対する特別な思いを持っている方々などと町・地域を活動の場とした協力体制を確立し、一緒になって町が抱える地域課題の解決を図り、若者のUターンの促進などへとつなげてまいります。

以上、町政経営に臨む私の基本的な考え方と令和4年度に講じるべき主要施策等について申し上げます。

引き続き紀北町第2次総合計画の将来像「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、紀北町の人、地域、産業や各種団体、活動など全てが元気となることを目指してまいります。

時代に合わせた変化を重ね、町民の皆様の「命と健康」、「暮らし」を守るため、職員と共に全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様の尚一層のご支援、ご指導をお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

入江康仁議長

お諮りします。

日程第6 諮問第1号及び日程第7 議案第2号については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 諮問第1号及び日程第7 議案第2号については、委員会の付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第6

入江康仁議長

それでは、日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件、諮問第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の松永三千代氏が令和4年6月30日をもって任期満了となることに伴い、後任として船津1023番地、海上美香氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

松永三千代氏におかれましては、平成31年7月に人権擁護委員に就任され、同委員として多大な尽力を賜ってきたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

後任の海上美香氏におかれましても、高齢者等の人権に関心があり、人格に優れ、地域社会に根差した積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

諮問第1号につきましては以上であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

入江康仁議長

ここで、諮問案件に対して議会としての答申の意見を取りまとめるため、暫時休憩といたします。

(午前 11時 26分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 38分)

入江康仁議長

これより討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

なお、採決は起立によって行います。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立でございます。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定いたし

ました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第2号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで中井教育長の退場を求めます。

(中井克佳 教育長：退場)

入江康仁議長

それでは、まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの諮問第1号につきましては、適任のご意見をいただきありがとうございました。

引き続きまして人事案件、議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案第2号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町教育委員会教育長の東長島214番地、中井克佳氏が本年4月1日をもって任期満了となります。

同氏におかれましては、平成31年4月から教育長としてご尽力をいただいております。つきましては、教育委員会教育長として人格が高潔で教育行政に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号につきましては以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第2号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

中井教育長の入場を許可いたします。

(中井克佳 教育長：入場)

入江康仁議長

ただいま教育長の任命同意事案が可決されました。

教育長の任命について、議会が同意したときは、議会の申合せにより、本会議において挨拶することになっております。

ここで、少しお時間をいただき、中井教育長にご挨拶をいただきますので、発言を許可いたします。

中井教育長。

中井克佳教育長

このたび私の再任についてご同意いただきました。どうもありがとうございますございました。

今、職責の重さに身の引き締まる思いがしております。

教育委員会は、この2年間、全ての教育施設の運営について、感染症拡大防止のために皆様にご理解とご協力、そしてご配慮をいただいております。まずはこの場をお借りしまして

御礼申し上げます。

この間、教育委員会は、安全確保に努めながらも、A I など科学技術の急速な進化により変化し続ける社会において、教育の面から、豊かな未来のつくり手を育むために取組を進めさせていただいております。

引き続き学校教育では、子どもたちが未来に夢を描き、実現していく力が身につくように、「確かな学力」、「健やかな身体」、「豊かな心」を育てまいりたいと考えております。

特に、SDG s の学習のように正解のない課題に対して、端末タブレットを活用した主体的で対話的で深い質の高い学びを教職員と共に進めさせていただきたいと思っております。

生涯学習におきましても、人生100年時代を迎えており、どの世代の方にも紀北町が目指す「心豊かで夢を育む教育・文化のまち」をぜひ実感していただけるように、その振興に努めてまいりたいと考えております。

私自身微力でございますが、誠心誠意努力してまいります。今後とも町民、議会の皆様にぜひご指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。（拍手）

入江康仁議長

中井教育長におかれましては、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（午前 11時 47分）

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き議会を開催いたします。

（午後 1時 00分）

日程第8～議案第27

入江康仁議長

それでは、議事を進めます。

お諮りします。

日程第8 議案第3号から日程第27 議案第22号までの20件の議案については、提案理由並びに内容説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案20件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの議案第2号につきまして、ご同意をいただきましてありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてご説明をさせていただきます。

まず、議案第3号 紀北町個人保護条例の一部を改正する条例であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うことに伴い、本条例の一部を改正する条例が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。令和3年人事院勧告に伴い、一般職の職員等の期末手当の引下げ等を行うことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町臨時駐車場条例の一部を改正する条例であります。権兵衛の里駐車場の利用に係る使用料の免除規定の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町消防団条例等の一部を改正する条例であります。非常勤の消防団員に係る定数等の見直しに伴い、紀北町消防団条例等の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町集会所の指定管理者の指定についてであります。指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに

当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和2年度分）であります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の精算に伴い、変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和3年度分）であります。矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の工程の精査に伴い、変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第12号）であります。歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,003万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億3,084万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,756万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,172万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ764万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,434万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,018万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,102万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）であります。資本的収入の予定額につきましては、4,750万円を減額し、1億2,816万4,000円に、資本的支出の予定額につきましては、4,750万円を減額し、2億7,583万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 令和4年度紀北町一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ99億365万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,773万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,002万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,064万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 令和4年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を3億9,380万2,000円、支出を3億7,080万7,000円に、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を1億1,087万1,000円、支出を2億4,642万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,781万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,146万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入の予定額につきましては、352万6,000円を減額し、3億9,027万6,000円に、収益的支出の予定額につきましては、352万6,000円を減額し、3億6,728万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、20件の議案につきましてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

訂正よろしいでしょうか。

入江康仁議長

はい、どうぞ。

尾上壽一町長

申し訳ございません。訂正をお願いします。

議案第20号のところで、収入を「1億1,187万1,000円」と訂正をお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

まず、議案第3号から議案第5号についての内容説明を求めます。

上野総務課長。

上野和彦総務課長

それでは、議案第3号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

紀北町個人情報保護条例（平成19年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

今回の改正につきましては、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護制度の見直しが行われ、個人情報保護法の改正と、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報法の2本の法律を廃止し、3本の法律を1本の法律にする統廃合が令和4年4月1日に施行されます。

紀北町個人情報保護条例では、廃止される2つの法律から条項等を引用していることから、統合された個人情報保護法に引用元を変更する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

なお、今回の改正は引用元の変更等であり、条例の内容に変更はございません。

それでは、6ページをお願いいたします。

おれは条例の一部を改正する条例の改正文であります。

また、本条例の改正は、関係する法律改正等の施行日に合わせ、附則により令和4年4月1日から施行するとしています。

改正の内容につきましては、7ページの新旧対照表で説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

右が旧条例、左が新条例であります。

まず、条例の第2条及び第42条で引用する法律名を「個人情報の保護に関する法律」からとし、その略称を「個人情報保護法」と規定する改正となっております。

さらに、条例第2条は用語の定義を定めていますが、第3号の事業者の定義を、旧条例の「独立行政法人等個人情報保護法」第2条第1項から、新条例では「個人情報保護法」第2条第9項に、第11号は個人識別符号の定義を、旧条例の「行政機関個人情報保護法」第2条第3項から、新条例では「個人情報保護法」第2条第2項に、第12号の要配慮個人情報の定義を、旧条例の「行政機関個人情報保護法」第2条第4項から、新条例では「個人情報保護法」第2条第3項にそれぞれ引用元を変更する改正となっております。

議案第3号の説明は以上でございます。

上野和彦総務課長

続きまして、議案第4号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第4号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたためであります。

今回の条例改正は、令和3年の人事院勧告に併せて行われた公務員人事管理に関する報告の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が示され、当該措置のうち非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項について、令和4年4月1日から施行する予定となっております。

地方公共団体の職員についても、国家公務員の措置との均衡を踏まえた対応が求められていることから、紀北町におきましても、これに準じて非常勤職員の育児休業等の取得要件の

緩和等を進めることとし、所要の改正を行うものであります。

それでは、9ページをお願いいたします。

これは条例の一部を改正する条例の改正文であります。

また、本条例の改正は、附則により令和4年4月1日から施行するとしています。

改正内容につきましては、10ページからの新旧対照表で説明いたします。

10ページをお願いいたします。

右側の旧条例では、第2条及び第18条のどちらにおきましても、育児休業を取得できる非常勤職員の要件の1つに、任命権者が同じである職に引き続き在職した期間が1年以上あることが要件として必要であるとされており、第2条第3号アの（ア）及び第18条第2号のアにおいて、それぞれ規定されておりますが、左側の新条例の第2条及び第18条では、この規定が削除されており、この改正により、在職年数が1年以内でも育児休業を取得できることになり、育児休業の取得に必要な要件の緩和が行われることとなります。

次に、11ページをお願いいたします。

新条例の第22条では、職員またはその配偶者が妊娠または出産についての申し出た場合についての規定が新たに定められ、第1項では、対象職員等への情報提供や必要な措置を講じる必要があること、第2項では、その申出による不利益な取扱いをしてはならないことを規定しています。

次の新条例の第23条では、育児休業の取得しやすい勤務環境の整備に関する措置などを講じなければならないことを規定しています。

議案第4号の説明は以上でございます。

上野和彦総務課長

続きまして、議案第5号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第5号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

令和3年人事院勧告に伴い、一般職の職員等の期末手当の引下げ等を行うことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

今回の改正は、令和3年の人事院勧告に伴う期末手当の引下げについて、政府では国家公務員について、勧告どおり実施するとして、令和3年度の引下げについては、これに相当する額を令和4年6月の期末手当で調整するとする給与法の改正を今国会に提出しています。

紀北町の職員給与等につきましては、これまでも人事院勧告に伴う国家公務員の取扱いに準じた取扱いを行ってきており、今回もこれに沿った対応を行うこととし、所要の改正を行うものであります。

それでは、13ページをお願いいたします。

これは条例の一部を改正する条例の改正文であります。

改正内容につきましては、14ページの新旧対照表で説明いたします。

14ページをお願いいたします。

第25条は期末手当について規定しており、今回の改正は、6月と12月のそれぞれの期末手当基礎額に乗ずる率を、第2項では「100分の127.5」から「100分の120」に100分の7.5引下げ、第3項の再任用職員の率について、「100分の72.5」を「100分の67.5」に100分の5引き下げるものであります。

これにより、期末手当の支給月数は、一般職では、改正前の年間2.55月分から0.15月分引き下げ2.4月分に、再任用職員では、改正前の年間1.45月分から0.1月分引き下げ1.35月分となります。

ここで13ページにお戻りください。

今回の改正は、附則の第1項で公布の日から施行するとしておりますが、附則第2項では令和3年度期末手当を引き下げる減額調整についての特例措置を規定しており、令和4年6月に支給する期末手当の額から、一般職については、第1号において、令和3年12月に支給された期末手当に127.5分の15の割合を乗じた額を調整額として減額するとし、第2号では、再任用職員について、72.5分の10を乗じた額を一般職と同様に減額するとしています。

議案第5号の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第6号についての内容説明を求めます。

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

それでは、議案第6号 紀北町臨時駐車場条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第6号 紀北町臨時駐車場条例の一部を改正する条例

紀北町臨時駐車場条例（平成3年紀北町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

権兵衛の里駐車場の利用に係る使用料の免除規定の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

内容ですが、新旧対照表でご説明いたします。

17ページをお願いいたします。

左側が新、右側が旧でございます。

第7条第3号の使用料の免除ですが、旧が「権兵衛の里入園者の自動車（ずんべら亭利用者を含む。）については、1時間以内の駐車」を新「1時間以内の駐車」と改正するものがあります。

紀北町臨時駐車場条例は、令和3年3月紀北町議会定例会でご可決いただき、昨年の夏、権兵衛の里臨時駐車場では、権兵衛の里入園者の自動車、ずんべら亭利用者につきましては、1時間以内の駐車は無料として運用いたしました。

その後、臨時駐車場用務を検証いたしまして、駐車場システムを導入したほうが効率的に業務を遂行できると判断いたしまして、令和3年12月紀北町議会定例会に予算計上して、ご可決いただきました。

今回、駐車場システムを導入するに当たりまして、より効率的に業務を遂行でき、かつ利用者の方が利用しやすいように免除規定の見直しが必要であると判断しまして、本条例の一部を改正するものでございます。

最後に、附則についてご説明いたします。

16ページへお戻りください。

附則は、施行日の規定です。

この条例は、令和4年7月1日から施行すると、令和4年度の臨時駐車場稼働日の初日と

しております。

以上をもちまして説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

入江康仁議長

次に、議案第7号についての内容説明を求めます。

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

それでは、議案第7号についてご説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

議案第7号 紀北町消防団条例等の一部を改正する条例

紀北町消防団条例（平成17年紀北町条例第148号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

非常勤の消防団員に係る定数等の見直しに伴い、紀北町消防団条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

主な改正点は、近年、全国的にも消防団員数は減少傾向であり、本町においても消防団員数は減少しており、条例定数と実員数に乖離が生じております。このような状況を鑑み、実情に応じた適正な定数管理を図る必用が生じたため、また、併せて消防団員の報酬等の基準を見直すことで処遇改善を図り、消防団員の士気向上、団員数の減少抑止を図るものです。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

本条例は3つの条例の一部を改正するもので、第1条では、紀北町消防団条例（平成17年紀北町条例第148号）、第2条では、紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）、第3条では、紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年紀北町条例第151号）のそれぞれの一部改正です。

詳細につきましては、新旧対照にてご説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

まず、紀北町消防団条例の一部改正です。

紀北町消防団条例では、第4条中定員を「420人」を「400人」に改め、服務規律第11条第3項中「及び方面隊長」を削り、第12条関係別表第1、団長報酬を年額「8万3,000円」か

ら「8万8,000円」、副団長報酬を年額「5万8,000円」から「7万円」、「方面隊長及び年額5万円」を削除、分団長報酬を年額「3万3,000円」から「5万2,000円」、副分団長報酬を年額「2万1,000円」から「4万2,000円」、部長報酬を年額「1万7,000円」から「3万1,000円」、班長報酬を年額「1万4,000円」から「3万円」、団員報酬を年額「1万1,000円」から「2万5,000円」とし、第13条関係別表第2出動手当を「4,600円」から「8,000円」に改めるものです。

次に、22ページをお願いいたします。

紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部改正です。

紀北町消防団員等公務災害補償条例では、第3条第2項ただし書きを削り、第5条関係別表中「、副団長及び方面隊長」を「及び副団長」に改めるものです。

ただし書きの削除につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴うものです。

次に、23ページをお願いいたします。

紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正です。

紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例では、第2条関係別表中「及び方面隊長」を削るものです。

19ページにお戻りください。

附則。

(施行期日)

20ページをお願いいたします。

第1項 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に関する経過措置)

第2項 この条例の施行の際、現に担保されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

第3項、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

以上、議案第7号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第8号についての内容説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第8号 紀北町集会所の指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案書の24ページをお願いいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）別表1に規定する集会所
- 2 指定管理者
所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1
名称 紀北町自治会連合会
代表者 会長 中野 直文
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

25ページ、26ページの資料に記載してあります町内の集会所におきまして、第1回目の指定管理は平成24年4月1日から、第2回目は平成29年4月1日から、それぞれ5年間、町と紀北町自治会連合会が協定を締結し、集会所を適正かつ円滑に管理していただいております。

今回で2回目の更新となりますが、指定管理期間を5年間延長するものでございます。

以上で、議案第8号についての内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第9号及び議案第10号についての内容説明を求めます。

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第9号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
(令和2年度分)

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（令和2年度分）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 （変更前）2億4,359万5,000円
（変更後）2億4,050万5,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の精算に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

今回提案の変更委託事業契約につきましては、令和2年度分の矢口漁港分予算を令和3年度に繰り越し、令和3年度に工事を実施しました事業について、事業の精算に伴い、矢口漁港海岸において事業費及び事務費に不用額が生じたため、三重県との委託契約を309万円減額して変更契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、三浦漁港海岸分につきましては、令和2年度で事業が完了してございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書28ページの資料1をお願いします。

資料1につきましては、令和2年度分の三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、

事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。

上の表が、令和2年度分における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

契約額につきましては、三浦漁港海岸では、変更前、変更後ともに事業費が1,650万円、事務費が49万5,000円、計としまして1,699万5,000円に変更はございません。

矢口漁港海岸では、変更前が事業費2億2,000万円、事務費が660万円、計で2億2,660万円、変更後が事業費2億1,700万円、事務費が651万円、計で2億2,351万円となり、事業費で300万円、事務費で9万円、計で309万円の減額となります。

三浦漁港海岸と矢口漁港海岸を合計した三重県との委託契約額といたしましては、変更前が2億4,359万5,000円、変更後が2億4,050万5,000円となり、比較増減といたしましては、309万円の減額でございます。

続きまして、下の表の事業費概要をお願いいたします。

この表は、上記契約額のうち事務費を除いた事業費であり、三重県との委託契約に係る部分の事業費の内訳でございます。

まず、三浦漁港海岸分につきましては、農山漁村地域整備交付金として、堤防附帯工で、変更前、変更後ともに1,650万円で、事業費に変更はございません。

次に、矢口漁港海岸につきましては、交付金事業及び町単事業と2つの事業で実施しております。

交付金とありますものは、農山漁村地域整備交付金を活用したもので、町単とありますものは、合併特例債を活用した町単独事業に係るものでございます。

農山漁村地域整備交付金事業につきましては、変更前、変更後ともに1億3,000万円で、変更はございません。

町単事業で施工いたします堤防工につきましては、工事の精算により、変更前9,000万円、変更後8,700万円となり、300万円の減額でございます。

矢口漁港海岸における県への委託分の計といたしましては、変更前が2億2,000万円、変更後が2億1,700万円となり、300万円の減額でございます。

次に、施行期間であります。

施行期間につきましては、令和2年6月19日から令和4年3月31日までで、変更はございません。

続きまして、議案書29ページの資料2をお願いいたします。

資料2につきましては、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。令和元年度以前の契約部分を黄色、令和2年度の契約部分を赤色、令和3年度以降の契約部分を緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、国の交付金で施工するA区間と、町単独事業で施工するB区間に大きく分けて事業を実施しております。

また、事業の精算に伴い変更となった部分につきましては、変更前を括弧書きで表示しております。

国の交付金事業で施工いたしますA区間の中の①の令和2年度分堤防基礎工につきましては、変更はございません。

②の令和2年度分堤防工につきましては、変更前19mが20mの施工となります。

次に、町単独事業で施工しますB区間の中の③の令和2年度分水門東側の堤防工につきましては、変更前が16mが18mに、水門西側につきましては、変更前30mが28mの施工となります。

次に、町単独事業で施工しますB区間の中の④の令和2年度分堤防工47mが42mとなります。

続きまして、議案書30ページ、資料3をお願いいたします。

資料3につきましては、先ほどの全体平面図と同様に、令和元年度までの以前の契約部分を黄色、令和2年度の契約部分を赤色、令和3年度以降の契約部分を緑色で表示しております。

国の交付金事業で施工しますA区間にある令和2年度分①の堤防基礎工159mに係る施工箇所の標準断面図でございます。

続きまして、議案書31ページ、資料4をお願いいたします。

資料4につきましては、A区間にある令和2年度分の②堤防工20mに係る施工箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、議案書32ページ、資料5をお願いいたします。

資料5につきましては、町単独事業で施工しますB区間にある令和2年度分③の水門両サイドの堤防工46mに係る施工箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、議案書33ページ、資料6をお願いいたします。

資料6につきましては、B区間にある令和2年度分④の堤防工42mに係る堤防標準断面図でございます。

議案第9号についての説明は以上でございます。

岩見建志農林水産課長

続きまして、議案第10号についてご説明申し上げます。

議案書の34ページをお願いいたします。

議案第10号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和3年度分）

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 矢口漁港海岸保全施設整備事業（令和3年度分）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 （変更前）2億1,321万円
（変更後）2億1,325万2,410円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 一見 勝之

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の工程の精査に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回提案の変更委託事業契約につきましては、矢口漁港海岸において翌年度に繰り越すとともに、国の農山漁村地域整備交付金を活用した事業分及び町単独事業分の事業費及び事務費について、工程等の精査をするに当たり、三重県との委託契約を4万2,410円増額し、変更契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書35ページの資料1をお願いします。

資料1につきましては、令和3年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。

上の表が、令和3年度分における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

契約額につきましては、事業費が変更前2億700万円、変更後が2億704万1,410円、事務費が変更前621万円、変更後が621万1,000円で、計として4万2,410円の増額でございます。

続きまして、下の表の事業費概要をお願いいたします。

この表は、上記契約額のうち事務費を除いた事業費に、三重県との委託契約に係る部分以外の事業も含めた事業費の内訳でございます。

令和3年度分につきましては、工程等の精査により、交付金事業、堤防工一式として、変更前9,700万円から変更後9,704万1,410円の4万1,410円の増額。

補助金事業、水門一式といたしましては、変更前、変更後に増減額はございません。

町単事業、堤防工一式としましては、変更前、変更後に増減額はございません。

県への委託分では、変更前2億700万円から変更後2億704万1,410円と4万1,410円の増額となります。

次に、町で実施いたしました交付金事業分の用地費及び補償費につきましては、用地買収等が終了いたしましたことから、用地費一式、200万円を110万4,100円に、補償費一式、100万円を185万4,490円に減額するものでございます。

続きまして、施行期間でございますが、矢口漁港海岸分を翌年度に繰り越すこととなりましたことから、令和5年3月31日までとするものでございます。

続きまして、議案書36ページの資料2をお願いいたします。

資料2につきましては、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。令和2年度以前の契約部分を黄色、令和3年度の契約部分を赤色、令和4年度以降の契約部分を緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、国の交付金で施工するA区間と、町単独事業で施工するB区間に大きく分けて事業を実施いたしております。

また、工程等の精査により事業費及び施行延長等が変更となりますことから、変更前を括弧書きで表示しております。

令和3年度分の国の交付金事業で施工しますA区間の中の①堤防基礎工につきましては、当初計画には含まれておりませんが、新たに23mの施工となります。

また、②の堤防工につきましては、図面東側より新たに34mの施工、真ん中100mを53mに、西側新たに17mの追加となります。

次に、町単独事業で施工しますB区間の中の③の堤防工につきましては、図面南側より変更前90mを変更後71mに、北側水門横を新たに13m追加となります。

さらに、④の水門1基につきましては、変更はなく、本年度施工が完了してございます。

水門以外の工事を翌年度に繰り越し、実施するものでございます。

続きまして、議案書37ページ、資料3をお願いいたします。

資料3につきましては、先ほどの全体平面図と同様に、令和2年度までの以前の契約部分を黄色、令和3年度の契約部分を赤色、令和4年度以降の契約部分を緑色で表示しております。

国の交付金で施工するA区間にある令和3年度契約分①の堤防基礎工23mを行う施工箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、議案書38ページ、資料4をお願いいたします。

資料4につきましては、国の交付金事業で施工するA区間にある令和3年度契約分②堤防工100mを104mに変更します施工箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、議案書39ページ、資料5をお願いします。

資料5につきましては、町単独事業で施工するB区間にある令和3年度契約分③の堤防工90mを84mに変更します施工箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、議案書40ページ、資料6をお願いいたします。

資料6につきましては、町単独事業で施工するB区間にある令和3年度契約分④の水門工1基、施工箇所の水門工全体配置図でございます。

議案第10号についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第11号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長

水谷法夫財政課長

それでは、議案第11号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第12号）の内容について説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第12号）

令和3年度紀北町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,003万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億3,084万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、6ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

総務費で1件、民生費で1件、農林水産業費で6件、商工費で1件、土木費で3件、合計12件、1億3,362万3,000円を令和4年度に繰越ししようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正であります。

追加が、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業で限度額が150万円、変更が、過疎対策事業を4億8,059万円から4億3,070万円に、合併特例事業を1億2,095万円から1億2,091万円に、緊急浚渫推進事業を2,500万円から1,770万円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

第7款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は3,200万円の増額で、実績見込みによるものでございます。

第9款・地方特例交付金、第2項、第1目ともに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は1,596万円の増額で、事業所の固定資産軽減分の交付金の確定によるものでございます。

11ページをご覧ください。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税は1億8,325万5,000円の増額で、コロナ対策に係る地方負担分の新たな交付などで、普通交付税の確定によるものでございます。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は35万8,000円の増額で、老人ホーム入所負担金の実績見込みによるものでございます。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第4目・農林水産使用料は28万3,000円の減額で、和具の浜海水浴場駐車場料金の実績によるものでございます。

第5目・商工使用料は26万7,000円の減額で、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料1,066万1,000円の増額と温泉施設使用料858万4,000円などの減額で、実績見込みによるものでございます。

12ページをご覧ください。

第7目・教育使用料は800万円の減額で、健康増進施設使用料の実績見込みによるものでございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は3,059万円の減額で、園児数の減や公定価格の改定などによる子どものための教育・保育給付費負担金1,638万1,000円の減額などで、実績見込みによるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は432万8,000円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金318万4,000円の増額などによるものでございます。

13ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金は668万1,000円の減額で、子育て世帯生活支援特別対策給付金事業費補助金625万円の減額など、実績及び実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は60万8,000円の増額で、循環型社会形成推進交付金の実績見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は148万8,000円の減額で、社会資本整備総合交付金100万円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第8目・教育費補助金は43万7,000円の減額で、放課後子ども教室推進事業費補助金の実績見込みによるものでございます。

14ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目総務費負担金は15万1,000円の増額で、特例処理事務交付金の確定によるものでございます。

第2目・民生費負担金は3,264万6,000円の減額で、園児数の減や公定価格の改定などによる施設型給付費・地域型保育給付費負担金2,167万6,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は204万4,000円の減額で、地域生活支援事業費補助金の実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は38万6,000円の増額で、浄化槽設置促進事業補助金の実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は7万1,000円の増額で、団体営ため池等整備事業費補助金900万円の新たな計上や、15ページをご覧ください。みえ森と緑の県民税市町交付金の連携枠1,320万8,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は158万円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金の実績によるものでございます。

第8目・教育費補助金は3,089万6,000円の減額で、国民体育大会等の中止による三重とわか国体会場市町運営交付金3,040万3,000円の減額など、実績などによるものでございます。

第9目・災害復旧費補助金は215万1,000円の減額で、過年災林道災害復旧事業費補助金の確定によるものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は1,112万4,000円の減額で、衆議院議員選挙執行委託金696万2,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

16ページをご覧ください。

第16款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は10万6,000円の増額で、農林水産課所管の町有地貸付収入11万6,000円の増額など、実績によるものでございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は226万6,000円の増額で、町有林間伐木材売払収入176万2,000円の増額など、実績によるものでございます。

17ページをご覧ください。

第17款、第1項ともに寄附金、第9目・一般寄附金は68万4,000円の増額で、みえ熊野古道商工会からの寄附金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は2億9,272万9,000円の減額で、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするためのものでございます。

第2目・減債基金繰入金は1億円の減額で、減債基金に戻し入れするためでございます。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は371万4,000円の減額で、財源更正などによるものでございます。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は3,228万9,000円の減額で、基金充当事業の精算見込み

などによるものでございます。

18ページをご覧ください。

第20款・諸収入、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は283万5,000円の増額で、地域支援事業受託事業収入の増額など、実績などによるものでございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は10万5,000円の減額で、森林総合研究所分収造林受託事業収入の実績見込みによるものでございます。

第5項及び第6目ともに雑入は12万3,000円の減額で、主に演劇・演奏会等入場料126万2,000円の減額など、実績見込みなどによるものでございます。

19ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第1目・総務債は430万円の減額で、過疎地域自立促進特別事業債の350万円の減額など、確定などによるものでございます。

第4目・農林水産業債は580万円の減額で、農業債が90万円の増額で、農地中間管理機構関連農地整備事業債補正分150万円の新たな計上など、林業債が670万円の減額で、林道野又越線改良事業債240万円の減額など、精算見込みなどによるものでございます。

第6目・土木債は3,170万円の減額で、道路橋りょう債2,440万円の減額は、町道整備事業など12事業の精算見込みなどによるものでございます。

20ページをご覧ください。

河川施設債730万円の減額は、大船川河川維持補修事業債の減額で、精算見込みによるものでございます。

第7目・消防債は1,230万円の減額で、小型動力ポンプ付積載車購入事業債960万円の減額など、精算などによるものでございます。

第8目・教育債は730万円の減額で、東長島公民館空調機器設置事業債の財源更正によるものでございます。

これで歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算について説明いたします。

21ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は464万3,000円の減額で、議会活動及び議会事務局運営事業の精算見込みによるものでございます。

22ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は1,199万4,000円の減額で、

総合住民情報システム運営事業358万円の増額や職員人事管理事業358万円の減額など、精算などによるものでございます。

第3目・財政管理費は358万1,000円の減額で、財務会計システム運営事業279万8,000円の減額など、精算などによるものでございます。

第5目・財産管理費は443万円の増額で、公用車管理事業567万3,000円などの減額は、実績見込みなどによるもので、23ページをご覧ください。基金管理事業1,618万円の増額は、地域づくり事業基金などへの積立金でございます。

第6目・企画費は、臨時交付金の財源更正によるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は209万9,000円の減額で、海山総合支所管理事業の実績見込みによるものでございます。

24ページをご覧ください。

第3項、第1目ともに戸籍住民基本台帳費は39万6,000円の減額は、戸籍電算管理事業への令和4年度への振替によるものでございます。

25ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第3目・町長選挙費は1,005万4,000円の減額で、実績によるものでございます。

第6目・衆議院議員選挙費は738万7,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

26ページをご覧ください。

第9目・知事選挙費は416万2,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

27ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は246万5,000円の減額で、主に国民健康保険事業特別会計繰出金233万円の減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は330万8,000円の増額で、障害者更生医療費給付事業761万5,000円などの増額や、障害者介護・訓練等給付事業227万6,000円などの減額で、実績見込みなどによるものでございます。

28ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は2,208万9,000円の減額で、主に老人福祉施設措置事業1,213万1,000円の減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は765万3,000円の減額で、老人ホーム管理運営事業270万円な

どの減額で、実績見込みによるものでございます。

30ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は338万4,000円の増額で、放課後児童クラブ対策事業の前年度補助金の返還などによるものでございます。

第2目・保育所費は5,472万9,000円の減額で、主に児童保育事業5,772万9,000円の減額で、公定価格改定及び実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は2,612万5,000円の減額で、主に児童手当等支給事業1,917万6,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

31ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は753万3,000円の減額で、予防接種事業の実績見込みなどによるものでございます。

第3目・環境衛生費は164万4,000円の増額で、浄化槽設置整備事業の実績見込みによるものでございます。

32ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は臨時交付金の財源更正でございます。

33ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農魚委員会費は76万円の減額で、農業委員会運営事業の精算見込みによるものでございます。

第2目・農業総務費は56万円の増額で、主に農地中間管理機構関連農地整備事業150万円の増額で、県の事業費の増額に伴う負担金の増額でございます。

第5目・農地費は263万5,000円の増額で、主に一般土地改良事業902万円の増額で、ため池の事業計画策定委託費の新たな計上などによるものでございます。

34ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は18万8,000円の減額で、林政総合企画事業の実績見込みによるものでございます。

第2目・林業振興費は1,346万4,000円の減額で、主にみえ森と緑の県民税市町交付金事業1,320万8,000円の減額で、実績によるものでございます。

第3目・林業施設費は1,228万6,000円の減額で、林道・治山関係事業666万3,000円などの減額で、実績によるものでございます。

第4目・町有林造成費は326万8,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第5目・分収造林費10万5,000円の減額は、実績によるものでございます。

35ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第2目・水産業振興費は221万円の減額で、主に外国人漁業研修生受入対策事業180万円の減額で、令和4年度への振替によるものでございます。

36ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は196万5,000円の減額は、がんばろう商品券事業の実績によるものでございます。

第2目・商工業振興費333万8,000円の減額は、ふれあい広場マンドロ管理事業130万4,000円などの減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・観光費は477万2,000円の減額で、主に新型コロナウイルス感染症による燈籠祭などの中止による観光活性化対策事業980万2,000円の減額、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業746万3,000円の増額は、報償費の実績見込みによるものでございます。

37ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は401万円の減額で、主に道路台帳修正業務委託事業374万3,000円の減額で、実績によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は160万1,000円の減額で、町道道路維持補修事業、橋りょう維持補修事業実績見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は2,339万6,000円の減額で、町道道路改良事業の町単分と舗装の実績見込みによるものでございます。

39ページをご覧ください。

第3項・河川費、第2目・河川施設費4,800万円の減額で、河川改修及び維持補修事業の見直しによるものでございます。

第3目・砂防費75万円の増額は、県の事業費の増額による負担金の増額によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第2目・港湾施設費150万円の増額は、県の事業費の増額による負担金の増額によるものでございます。

41ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第2目・公園費は750万円の増額で、県の事業費の増額に伴う負担

金の増額によるものでございます。

42ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は318万1,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業の実績によるものでございます。

43ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費781万9,000円の減額は、三重紀北消防組合負担金の確定によるものでございます。

第2目・非常備消防費103万3,000円の減額は、消防団員活動事業55万円などの減額で、実績見込みによるものでございます。

第3目・消防施設費974万1,000円の減額は、小型動力ポンプ付積載車購入の見直しによるものでございます。

第4目・水防費129万円の減額は、河川海岸水防対策事業で、実績見込みによるものでございます。

第5目・災害対策費は326万1,000円の減額で、主に防災訓練執行事業136万1,000円の減額で、新型コロナウイルスの感染拡大で訓練を中止したことによるものでございます。

44ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・教育振興費148万5,000円の減額は、主にきほく子育て応援事業134万5,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第4目・奨学費は168万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

45ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は865万3,000円の減額で、主にALT事業623万3,000円の減額で、新型コロナウイルスの影響による実績見込みによるものでございます。

第2目・教育振興費は71万4,000円の減額で、要保護及び準要保護児童就学援助事業の実績見込みによるものでございます。

46ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は8万8,000円の増額で、主に中学校管理運営事業101万6,000円の増額で、光熱水費の実績見込みによるものでございます。

第2目・教育振興費は45万1,000円の減額で、中体連選手派遣補助金の実績によるものでございます。

47ページをご覧ください。

第4項、第1目ともに幼稚園費は623万8,000円の減額で、幼稚園管理運営事業159万7,000円の減額は、実績によるものでございます。

48ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は454万3,000円の減額で、主に文化振興事業113万4,000円と放課後子ども教室推進事業131万2,000円の減額で、新型コロナウイルスの感染拡大で事業を中止・縮小したことによるものでございます。

第2目・公民館費は、東長島公民館空調機設置費の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金への財源更正でございます。

49ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費6,104万1,000円の減額は、主に国民体育大会推進事業5,911万1,000円の減額で、新型コロナウイルスの感染拡大により三重とこわか国体と大会が中止になったことによるものでございます。

第2目・給食施設費は520万円の減額で、主に紀伊長島地区学校給食管理運営事業430万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第3目・体育施設費は523万5,000円の減額で、主に健康増進施設管理事業339万4,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

50ページをご覧ください。

第11款、第1項ともに公債費、第1目・元金は、減債基金の繰り戻しによる財源更正でございます。

51ページからは地方債残高の見込みに関する調書でございますが、52ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は131億617万円で、当該年度中の起債見込額が今回の6,140万円の減額で補正後の見込額は10億613万5,000円となり、当該年度中の元金償還見込額の13億4,280万7,000円を差引きしますと、当該年度現在高見込額は127億6,949万8,000円となる見込みでございます。

次に、53ページの給与費明細書をご覧ください。

実績見込みにより、議員の報酬が183万8,000円、その他の特別職の報酬が390万3,000円の減額で、補正後の合計額としましては、1億3,648万2,000円となる見込みでございます。

2の一般職につきましては、職員分から説明させていただきます。

55ページをご覧ください。

給料が797万1,000円、職員手当1,111万7,000円、共済費196万円の減額により、合計2,104万8,000円の減額となり、補正後の総額は12億4,313万5,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、56ページをご覧ください。

報酬が2,603万2,000円、職員手当191万8,000円、共済費292万7,000円の減額により、合計が2,547万7,000円の減額となり、補正後の総額は4億6,791万9,000円となります。

戻りますが、54ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計額は、4,652万5,000円を減額し、17億1,105万4,000円となります。

57ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料797万1,000円の減額は、職員の育児休業等によるものでございます。

職員手当1,303万5,000円の減額の主な要因は、選挙執行経費の精算によるものでございます。

59ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、令和3年度紀北町一般会計補正予算（第12号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

入江康仁議長

それでは、休憩に入りたいと思います。

(午後 2時 20分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 35分)

入江康仁議長

次に、議案第12号及び議案第13号についての内容説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第12号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,756万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,172万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金につきましては、1億6,963万3,000円を増額し、16億5,056万7,000円にしようとするものでございますが、普通交付金1億7,936万5,000円を増額は、町の医療保険給付費等に伴う三重県からの交付金となります。特別交付金973万2,000円の減額は、各事業費の確定に伴うものとなっております。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、233万円を減額し、1億5,993万1,000円にしようとするものでございますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分130万3,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金61万3,000円を増額、7ページになりますが、保険基盤安定繰入金の保険者支援分160万円の減額は、いずれも繰入金額の決定によるものでございます。

第7款・諸収入、第4項・雑入、第8目・会計年度任用職員雇用保険料につきましては、6,000円を減額するものでございますが、事業内容の変更に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。

第8款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第8目・国民健康保険災害等臨時特例補助金

につきましては、26万6,000円を増額するものでございますが、補助金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費の1億4,174万4,000円を増額と、10ページをお願いいたします。第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費3,762万1,000円を増額は、三重県から提示される決算見込額の決定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

第6項・傷病手当金、第1目ともに傷病手当金11万3,000円を増額は、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金支給額の決定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

第3款・国民健康保険事業費納付金、第1項・医療納付金分、第1目・一般被保険者医療費給付費分につきましては、財源更正でございます。

13ページをお願いいたします。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費につきましても、財源更正でございます。

14ページをお願いいたします。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目・保健衛生普及費の378万6,000円の減額につきましては、事業内容の変更に伴う減額分となります。

15ページをお願いいたします。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金につきましては、879万7,000円を減額し、2,129万9,000円にしようとするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金27万8,000円を増額、第2目・県支出金返納金39万円の増額につきましては、事業精算に伴う償還金となります。

以上で、議案第12号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

上村毅住民課長

続きまして、議案第13号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和3年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ764万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,434万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきまして、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事業費繰入金は157万7,000円を減額し、3億3,035万8,000円にしようとするものでございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定によるものでございます。

第2目の保険基盤安定繰入金は606万5,000円を減額し、8,619万6,000円にしようとするものでございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定に伴うものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、764万2,000円を減額し、5億8,180万6,000円にしようとするものでございますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の額の変更によるものでございます。

以上で、議案第13号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第14号についての内容説明を求めます。

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、議案第14号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,018万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,102万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、304万4,000円減額して、437万円とするものであります。居宅介護サービス費収入実績見込みによる増であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、719万2,000円を減額して、1億3,391万4,000円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる減であります。

第8款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・老人福祉費補助金は、5万円を増額するものであります。介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金の増額に伴う増であります。

続きまして、歳出予算の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、899万5,000円を減額し、1億6,820万5,000円とするものであります。老人ホーム管理運営事業の減額で、会計年度任

用職員報酬などの実績見込みに基づく減額を行うものでございます。

8 ページをご覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は、119万1,000円を減額し、277万5,000円とするものであります。会計年度任用職員報酬などの実績見込みに基づく減額を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

中村水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、議案第15号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度紀北町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・資本的収入の既決予定額1億7,566万4,000円から補正予定額4,750万円を減額し、計を1億2,816万4,000円に、第1項・負担金の既決予定額4,950万円から補正予定額4,750万円を減額し、計を200万円に補正するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出の既決予定額3億2,333万3,000円から補正予定額4,750万円を減額し、計を2億7,583万3,000円に、第1項・建設改良費の既決予定額2億346万6,000円から補正予定額4,750万円を減額し、計を1億5,596万6,000円に補正するものでございます。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算実施計画説明書により説明させていただきます。

予算書の10ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画説明書

初めに、今回の補正についてでございますが、相賀橋架替工事に伴う仮設工事に係るもので、一般県道須賀利港相賀停車場線橋梁更新工事が繰越事業となりましたことから、収入支出額ともに同額の4,750万円を減額させていただき、仮橋設置工事が完成してから改めて予算を計上させていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款・資本的収入、第1項、第1目ともに負担金は、4,750万円を減額し、200万円とするものでございます。相賀橋架替工事に伴う仮設工事補償金の減額でございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費は、4,750万円を減額し、1億1,540万3,000円とするものでございます。相賀橋架替工事に伴う仮設工事費の減額でございます。

以上で、議案第15号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第16号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第16号 令和4年度紀北町一般会計予算の内容について説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町一般会計予算

令和4年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99億365万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第37号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第222条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

3ページから7ページは、第1表 歳入歳出予算でございます。

8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。公用車購入契約など、全部で10件でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業ほか合計8億7,880万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入歳出予算の内容を説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

ここからは歳入の説明をさせていただきます。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は4億8,939万1,000円でございます。

第2目・法人は6,044万6,000円でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は5億8,785万7,000円でございます。

14ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は359万7,000円でございます。

第3項・軽自動車税、第1目・環境性能割は159万3,000円でございます。

第2目・種別割は5,215万2,000円でございます。

15ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は9,824万2,000円でございます。

第2款・地方譲与税、第1項、第1目ともに地方揮発油譲与税は1,600万円でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は5,000万円でございます。

16ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに森林環境譲与税は5,975万9,000円でございます。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は98万8,000円でございます。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は468万4,000円でございます。

17ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は491万円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに法人事業税交付金は711万7,000円でございます。

第7款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は3億7,400万円でございます。

18ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに環境性能割交付金は600万円でございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は500万円でございます。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税は43億9,300万円で、内訳としまして、普通交付税が41億3,200万円で、特別交付税が2億6,100万円でございます。

19ページをご覧ください。

第11款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は100万円でございます。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第1目・総務費負担金は22万4,000円で、男女共同参画連携映画祭東紀州市町負担金でございます。

第2目・民生費負担金は3,455万4,000円で、私立保育所保育料負担金1,711万8,000円などでございます。

第3目・衛生費負担金は6万円で、未熟児養育医療給付負担金でございます。

20ページをご覧ください。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務手数料は125万2,000円で、小松原住宅使用料72万円などでございます。

第3目・衛生使用料は704万6,000円で、一般廃棄物処理施設使用料456万円などがございます。

第4目・農林水産使用料は163万9,000円で、和具の浜海水浴場駐車場料金161万1,000円などでございます。

第5目・商工使用料は6,883万円で、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料4,778万9,000円などでございます。

第6目・土木使用料は4,309万1,000円で、21ページをご覧ください。町営住宅使用料3,841万8,000円などでございます。

第7目・教育使用料は3,270万6,000円で、健康増進施設使用料2,978万2,000円などでございます。

22ページをご覧ください。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は770万1,000円で、戸籍手数料424万8,000円などでございます。

第3目・衛生手数料は67万円で、狂犬病予防注射済票交付手数料38万5,000円などでございます。

第4目・農林水産手数料は1万円で、メジロの鳥獣飼養許可手数料でございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金5億1,474万2,000円で、障害者自立支援給付費負担金2億1,414万4,000円などでございます。

23ページをご覧ください。

第2目・衛生費負担金は710万1,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金683万1,000円などでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は2,624万6,000円は、個人番号カード事務費補助金923万5,000円などでございます。

第2目・民生費補助金3,897万6,000円は、24ページをご覧ください。子ども・子育て支援交付金1,892万4,000円などでございます。

第3目・衛生費補助金3,099万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,861万2,000円などでございます。

第4目・農林水産業費補助金は4,000万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございませぬ。

第6目・土木費補助金6,119万8,000円は、道路メンテナンス事業費補助金4,979万1,000円などでございます。

第8目・教育費補助金476万9,000円は、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金

206万円などがございます。

25ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は31万8,000円で、中長期在留者住居地届出等事務委託費30万2,000円などがございます。

第2目・民生費委託金は423万9,000円で、国民年金事務委託金391万9,000円などがございます。

26ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は87万2,000円で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は3億4,800万5,000円で、障害者介護給付費負担金1億613万円などがございます。

第3目・衛生費負担金は13万5,000円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金127万9,000円は、三重県移住支援事業補助金75万円などがございます。

第2目・民生費補助金は7,677万3,000円で、心身障害者医療費補助金3,425万円などがございます。

27ページをご覧ください。

第3目・衛生費補助金は712万4,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金282万4,000円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は6,158万円で、28ページをご覧ください。みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）1,663万円などがございます。

第5目・商工費補助金は28万円で、地方消費者行政活性化交付金でございます。

第6目・土木費補助金は232万8,000円で、木造住宅耐震補強事業費補助金162万円などがございます。

第8目・教育費補助金は237万2,000円で、放課後子ども教室推進事業費補助金137万2,000円などがございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,193万9,000円で、東長島公民館の整備更新費などに充当する交付金でございます。

29ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は4,285万7,000円で、県民税徴収取扱委託金

1,933万6,000円などがございます。

第4目・農林水産業費委託金は185万円で、海岸維持修繕事業委託金180万円などがございます。

第6目・土木費委託金は1,658万7,000円で、海岸清掃委託金640万円などがございます。
30ページをご覧ください。

第7目・消防費委託金は205万円で、樋門管理委託金でございます。

第16款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は588万5,000円で、町有地の貸付料395万4,000円などがございます。

第2目・利子及び配当金は618万4,000円で、基金運用利息616万6,000円などがございます。
31ページをご覧ください。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は140万円でございます。

第17款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金1億2,000万円は、ふるさと寄附金でございます。

32ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は6億4,653万5,000円でございます。

第2目・減債基金繰入金は2億円でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は2,690万3,000円で、道の駅海山管理事業など6事業に充当するものがございます。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は4,523万7,000円で、海山総合支所の倉庫整備費などに充当するものがございます。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は1億1,291万3,000円で、ふるさと納税返礼品取扱委託料などのふるさと寄附金推進事業に6,325万9,000円と10事業に4,965万4,000円を充当するものがございます。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。
33ページをご覧ください。

第20款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は298万3,000円でございます。

第2目・加算金は1,000円でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は872万2,000円で、奨学資金貸付金返還金722万

2,000円などがございます。

34ページをご覧ください。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は5,973万8,000円で、地域支援事業受託事業収入5,769万7,000円などがございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は562万7,000円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入555万9,000円などがございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円で、原動機付自転車標識紛失弁償金でございます。

第6目・雑入5,458万9,000円は、35ページをご覧ください。東紀州環境施設組合派遣職員人件費交付金666万円などがございます。

40ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第1目・総務債1億8,100万円は、上里集会所建設事業債7,720万円と、41ページをご覧ください。過疎地域自立促進特別事業債1億380万円で、対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業など18事業に充当するものがございます。

第3目・衛生債2,280万円は、ごみ収集車整備事業債でございます。

第4目・農林水産業債2億1,130万円のうち、農業債は5,820万円で、県単排水施設整備事業債など、林業債は1,410万円で、林道野又越線改良事業債などがございます。水産業債は1億3,900万円で、海岸保全施設整備事業債などがございます。

第6目・土木債、道路橋りょう債は1億9,500万円で、町道白浦線道路整備事業など13事業に充当するものがございます。

42ページをご覧ください。

第7目・消防債は1億4,890万円で、排水機場整備事業債などがございます。

第8目・教育債は3,180万円で、海山グラウンド整備事業債などがございます。

第10目・臨時財政対策債は8,800万円でございます。

以上が歳入予算でございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

人件費及び会計年度任用職員人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明をさせていただきます。

43ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費9,197万円で、議会活動及び議会事務局運営事業

6,426万3,000円は、議会の運営等に要する経費でございます。

45ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は5億9,014万5,000円で、主な事業としましては、総合住民情報システム運営事業6,263万8,000円は、システムの運用費や証明書等のコンビニエンスストア等で交付するために要する経費でございます。

48ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は5,933万円で、主な事業としましては、CATV行政放送事業1,994万5,000円が、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の制作などに要する経費、文書取扱事業2,170万5,000円は、文書の処理などに要する経費でございます。

第3目・財政管理費は773万5,000円で、予算編成や財務会計システムに要する経費などがございます。

49ページをご覧ください。

第4目・会計管理費は110万6,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は3億2,683万2,000円で、主な事業としましては、基金管理事業1億4,640万1,000円は、ふるさと応援基金積立金1億2,000万円など、基金への積立てに要する経費で、地区集会所建設事業9,981万2,000円は、上里集会所の改築に要する経費でございます。

50ページをご覧ください。

第6目・企画費は1億8,890万1,000円で、主な事業としましては、地方バス運行対策事業6,021万2,000円が、おでかけ応援サービス「えがお」の運行費や尾鷲長島線等の維持及び廃止代替バス河合線や自主運行バスの「いこかバス」などに要する経費、51ページをご覧ください。ふるさと寄附金推進事業6,325万9,000円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品などに要する経費でございます。

第7目・支所及び出張所費は4,986万8,000円で、52ページをご覧ください。主な事業としましては、海山総合支所管理事業4,031万円が、海山総合支所庁舎の維持管理及び施設整備に要する経費でございます。

第8目・公平委員会費6万4,000円は、公平委員会の運営に要する経費でございます。

53ページをご覧ください。

第10目・生活安全推進費340万7,000円は、防犯活動や交通安全対策、犯罪被害者等の支援に要する経費のほか、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございます。

第12目・諸費735万7,000円は、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金などでございます。

第13目・地域振興費500万円は、住宅リフォームを促進し、地域経済の活性化を推進するための事業補助金でございます。

54ページをご覧ください。

第2項・徴税费、第1目・税務総務費は9,284万円で、税務一般事務事業の2,850万3,000円は、固定資産税見直しの委託料などでございます。

55ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は940万円で、システム改修費や三重地方税管理回収機構への負担金等の徴収に要する経費でございます。

56ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は7,852万4,000円で、主な事業としましては、戸籍電算管理事業1,875万7,000円などでございます。

58ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は907万8,000円で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

第4目・町議会議員選挙費は2,989万9,000円で、執行に要する経費でございます。

59ページをご覧ください。

第7目・参議院議員選挙費は1,723万7,000円で、執行に要する経費でございます。

60ページをご覧ください。

第10目・県議会議員選挙費は516万8,000円で、執行に要する経費でございます。

62ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は60万2,000円で、就業構造基本調査など指定統計調査の受託事業でございます。

63ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は77万3,000円で、監査委員2名分の報酬などございます。

64ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は7億9,280万4,000円で、主な事業としましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1億6,498万5,000円や、紀北広域

連合運営事業 4億7,095万1,000円は、紀北広域連合への負担金でございます。

65ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億4,154万1,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業6,873万3,000円が、心身障害者の方への医療費助成に要する経費で、66ページをご覧ください。障害者介護・訓練等給付事業4億2,516万3,000円は、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

第4目・国民年金事務費は1,299万1,000円で、国民年金事業125万7,000円などがございます。

68ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億5,001万7,000円で、主な事業としましては、老人福祉施設措置事業2,994万9,000円は、町外の養護老人ホーム入所措置に係る経費や後期高齢者医療特別会計繰出金4億4,331万4,000円でございます。

69ページをご覧ください。

第2目・養護老人ホーム費は1億120万6,000円で、老人ホーム管理運営事業3,428万5,000円は、養護老人ホーム赤羽寮の運営や設備の更新などに要する経費でございます。

71ページをご覧ください。

第4目・老人保健費は1,000円で、事務に係る手数料でございます。

72ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は6,933万1,000円で、主な事業としましては、放課後児童クラブ対策事業4,859万8,000円が、放課後の児童対策のための事業補助金や施設改修費でございます。

第2目・保育所費は4億3,089万4,000円で、73ページをご覧ください。主な事業としましては、児童保育事業4億1,047万3,000円は、保育所児童保育の実施に要する町内の私立保育所7園への事業補助金でございます。

第3目・児童措置費は1億3,582万5,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は4,129万円で、主な事業としましては、子ども医療費助成事業2,932万8,000円が、中学校卒業までの子どもの通院及び18歳到達後の年度末までの子どもの入院医療費の助成に要する経費でございます。

第5目・へき地保育所費は7万6,000円で、建物の維持に要する経費でございます。

74ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費20万円は、災害援護資金償還に要する事務費などでございます。

75ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億3,266万1,000円で、主な事業としましては、地域保健共通事業2,613万5,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業補助金などでございます。

76ページをご覧ください。

第2目・予防費は1億938万円で、主な事業としましては、予防接種事業4,326万1,000円が、任意予防接種の接種費用の一部助成を含む予防接種に要する経費で、新型コロナウイルス感染症対策事業2,861万3,000円は、3回目のワクチン接種に要する経費などでございます。

77ページをご覧ください。

第3目・環境衛生費は5,536万円で、主な事業としましては、火葬場及び霊柩車管理運営事業2,098万3,000円が、浄聖苑の管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金などでございます。

78ページをご覧ください。

第4目・環境保全費は52万4,000円で、環境美化の推進に要する経費でございます。

79ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億4,479万3,000円でございます。

80ページをご覧ください。

第2目・塵芥処理費は5億6,018万2,000円で、主な事業としましては、リサイクルセンター管理運営事業3億6,295万1,000円が、紀伊長島及び海山リサイクルセンターの施設管理費、ごみ収集処理事業9,801万4,000円がごみの収集とごみ収集車2台の更新に要する経費でございます。

81ページをご覧ください。

第3目・し尿処理費は6,934万2,000円で、クリーンセンターの管理運営に要する経費でございます。

83ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は5,398万9,000円で、繰出基準などに基づく水道事業会計への繰出金でございます。

84ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は847万6,000円で、農業委員会の運営等に要する経費でございます。

85ページをご覧ください。

第2目・農業総務費は4,447万4,000円で、主な事業としましては、中山間地域総合整備事業1,500万円が、県への事業負担金でございます。

86ページをご覧ください。

第5目・農地費は8,906万3,000円で、主な事業としましては、農地防災事業4,918万1,000円が、排水機場6施設の維持管理費や設備更新等の県への事業負担金などがございます。

88ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は3,935万円で、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

第2目・林業振興費は5,395万5,000円で、89ページをご覧ください。主な事業としましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業は2,759万7,000円で、間伐等の事業委託、河川周辺の立枯木整備や人家裏の危険木の伐採への事業補助金などがございます。

90ページをご覧ください。

第3目・林業施設費3,497万1,000円は、主な事業としましては、林道改良事業2,264万5,000円が、野又越線の修繕費などがございます。

第4目・町有林造成費は3,521万円で、町有林の保育、管理等を実施する経費などがございます。

91ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は555万9,000円で、分収造林の受託事業でございます。

92ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,456万4,000円で、主な事業としましては、島勝漁村センター管理事業182万円で、維持管理に要する経費でございます。

第2目・水産業振興費は1,980万6,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業992万7,000円が、漁業近代化利子補給金補助金や漁業協同組合のスカイタンクの購入費等の補助金でございます。

93ページをご覧ください。

第3目・漁港管理費は1億9,751万7,000円で、主な事業としましては、海岸保全施設整備事業1億6,480万円が、矢口漁港の海岸施設の堤防等の整備でございます。

94ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は5,422万7,000円で、主な事業としましては、消費者行政に要する経費などがございます。

第2目・商工業振興費は4,416万6,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円が、みえ熊野古道商工会に対する補助金でございます。

95ページをご覧ください。

第3目・観光費は1億5,216万4,000円で、主な事業としましては、温泉施設管理運営事業3,112万円が、古里温泉の管理運営に要する経費で、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業4,242万9,000円は、キャンプ i n n 海山の管理運営に要する経費でございます。

98ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1億73万4,000円で、土木事業推進及び道路台帳の修正などに要する経費でございます。

100ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は711万4,000円で、道路関係団体負担金などがございます。

第2目・道路橋りょう維持費は1億2,641万3,000円で、主な事業としましては、町道道路維持補修事業3,246万2,000円が、町道の維持補修に要する経費、橋りょう維持補修事業6,833万円が橋りょう点検や設計、改修に要する経費でございます。

101ページをご覧ください。

第3目・道路橋りょう新設改良費は1億8,092万1,000円で、町道道路改良事業の町単分1億2,317万3,000円は、町単独の道路改良8事業などに要する経費でございます。

102ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は811万円で、河川・海岸の環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は630万円で、河川改修1事業及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は375万円で、急傾斜地崩壊対策事業の県営事業負担金でございます。

103ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,467万6,000円で、主な事業としましては、江ノ浦橋管理委託事業933万3,000円などがございます。

104ページをご覧ください。

第2目・港湾施設費の250万円は、江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

105ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は673万6,000円で、都市計画の事務処理などに要する経費でございます。

第2目・公園費は3,927万4,000円で、主な事業としましては、県営公園整備促進事業で、熊野灘臨海公園整備の負担金などがございます。

第4目・高速道路関連費は、一般負担金の14万円でございます。

106ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は3,674万4,000円で、主な事業としましては、町営住宅管理事業2,687万4,000円が、町営住宅の維持管理や修繕などに要する経費でございます。

107ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は5億6,214万4,000円で、三重紀北消防組合負担金などがございます。

第2目・非常備消防費は4,246万3,000円で、主な事業としましては、消防団員活動事業2,986万3,000円は、消防団員の年報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は1,585万4,000円で、108ページをご覧ください。主な事業としましては、消防施設・機械器具整備事業1,070万1,000円で、消防団の小型動力ポンプ付積載車1台の更新に要する経費でございます。

第4目・水防費は1億8,497万4,000円で、河川海岸水防対策と汐ノ津呂排水機場の詳細設計等に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は3,415万1,000円で、主な事業としましては、防災行政無線管理事業1,435万4,000円が、デジタル化した防災行政無線の維持管理などがございます。

110ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は62万1,000円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は9,312万1,000円で、主な事業としましては、児童生徒スクールバス運行事業1,680万3,000円は、運行に要する経費でございます。

111ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は541万7,000円で、主な事業としましては、教育振興事業215万2,000円が、団体等への活動補助金でございます。

112ページをご覧ください。

第4目・奨学費は776万円で、奨学金の貸与に要する経費でございます。

113ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億7,571万8,000円で、主な事業としまして、小学校管理運営事業4,590万3,000円は、小学校8校分の維持管理に要する経費で、特別支援学級児童介助教員設置事業4,348万5,000円は、介助教員及び介助員17名の配置に要する経費でございます。

114ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は1,995万3,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業1,119万7,000円で、小学校8校の教育振興に要する経費でございます。

116ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は8,034万5,000円で、主な事業としましては、中学校管理運営事業3,396万4,000円は、中学校4校分の維持管理に要する経費で、特別支援学級生徒介助教員設置事業1,294万7,000円は、介助教員及び介助員5名の配置に要する経費でございます。

117ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,079万円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業が1,307万円で、中学校4校の教育振興に要する経費などがございます。

118ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は4,825万9,000円で、幼稚園管理運営事業1,237万5,000円は、管理運営に要する経費でございます。

120ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億5,391万円で、主な事業としましては、集会施設等管理運営事業1,440万8,000円は、8施設の管理運営に要する経費でございます。

122ページをご覧ください。

第2目・公民館費は3,828万7,000円で、公民館2館の管理運営や設備の更新などに要する経費でございます。

第3目・郷土資料館費は156万1,000円で、郷土資料室2か所の管理運営に要する経費でございます。

123ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は518万8,000円で、主な事業としましては、特別天然記念物カモシカ食害対策事業で、防護柵設置などに要する経費などがございます。

125ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は974万3,000円で、主な事業としましては、スポーツ交流推進事業で、合宿誘致や団体への補助金などに要する経費などがございます。

第2目・給食施設費は1億4,914万1,000円で、学校給食センター2施設などの管理運営費と令和5年度から紀伊長島地区の給食の提供を紀伊長島学校給食センターに統合するための整備費等がございます。

127ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は1億983万9,000円で、128ページをご覧ください。主な事業としましては、健康増進施設管理事業6,088万8,000円は、紀北健康センターの指定管理料のほか維持管理に要する経費でございます。

129ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は13億8,293万5,000円で、長期債の償還元金でございます。

第2目・利子は3,692万4,000円で、長期債の償還利子及び一時借入金利子でございます。

130ページをご覧ください。

第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

131ページから136ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

137ページと138ページは、地方債現在高の見込みに関する調書でございますが、138ページの合計の欄をご覧ください。

地方債の残高の合計は、前々年度末現在高の令和2年度末では131億617万円で、前年度末現在高の令和3年度末では127億6,949万8,000円となる見込みでございます。これに当該年度の令和4年度中の増減見込としまして、起債借入見込額の8億7,880万円を加え、元金の償還見込額の13億8,293万5,000円を差引きしますと、令和4年度末現在高は122億6,536万3,000円となる見込みでございます。

次に、139ページ以降は給与費明細書でございます。

まず、1の特別職の本年度分でございますが、町長ほか三役の人件費については、年間所要額は合計3,559万円でございます。

議員については、14名分の報酬などで、年間所要額は合計5,731万6,000円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員や消防団員など1,005人分の報酬で、年間所要額は4,473万1,000円でございます。

140ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の人件費は、合計で17億2,357万円でございます。

説明につきましては、職員と会計年度任用職員をそれぞれで説明させていただきます。

141ページをご覧ください。

先に、職員分を説明いたします。

職員数は1名減の172人、再任用短時間勤務職員が1名増の8人でございます。

給料は6億6,034万6,000円、職員手当が3億5,019万9,000円、共済費は2億680万1,000円で、合計12億1,734万6,000円でございます。

前年度と比較し、給料が250万8,000円の増、職員手当が1,921万3,000円の減、共済費が703万3,000円の減、合計で2,373万8,000円の減となります。

主な要因といたしまして、給料の増額は昇給によるもので、職員手当の減額は期末手当の支給率の減によるものでございます。

次に、会計年度任用職員分につきましては、142ページをご覧ください。

会計年度任用職員は全員パートタイム会計年度任用職員であり、職員数は6名増の211人、報酬は3億7,024万9,000円、職員手当6,224万4,000円、共済費は7,373万1,000円で、合計5億622万4,000円でございます。

主な増減の要因といたしましては、報酬の増額は職員数の増によるもので、職員手当の減額は期末手当の支給率の減によるものでございます。

144ページのアの職員1人当たり給与から148ページのケのその他の手当までは、給料及び職員手当の状況を示したものでございます。

以上で、令和4年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

それでは、休憩に入ります。

(午後 3時 37分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 50分)

入江康仁議長

次に、議案第17号及び議案第18号についての内容説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第17号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億1,773万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の7ページをお願いいたします。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料3億1,495万5,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料3,000円をそれぞれ計上しております。保険料率につきましては、令和3年度と変わりなく据え置いております。

8ページをお願いいたします。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促に係る手数料でございます。

9ページをお願いいたします。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目の保険給付費等交付金15億2,238万9,000円は、普通交付金で14億6,192万1,000円計上しておりますが、これは国保の財政運営を行う上で基礎的な交付となりますが、町が行う保険給付に応じ、同額を三重県が交付するものとなっております。

特別交付金は6,046万8,000円を計上しておりますが、こちらは各市町の財政難による不均衡を調整することなどを目的に交付されるものでございます。

第4款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

10ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては1億6,498万5,000円でございますが、一般会計から国保会計への繰入金でございます。こちらは保険基盤安定繰入金で、保険料軽減分に係るものや職員給与費分などの交付税措置等のある法定分の繰入れなどがございます。

11ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整のため基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、438万1,000円を計上いたしております。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、令和3年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金1,000円につきましては、一般被保険者等延滞金でございます。

12ページをお願いいたします。

第7款・諸収入、第4項・雑入、第3目・一般被保険者第三者納付金100万円と、第4目・退職被保険者等第三者納付金1,000円は、それぞれ交通事故による損害賠償金でございます。

第5目・一般被保険者返納金と、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円を計上しております。

次に、歳出を説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、3,680万5,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等2,543万円、会計年度任用職員1名分の人件費210万4,000円、一般事務事業は927万1,000円でございます。被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料などとなっております。

14ページをお願いいたします。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金102万3,000円でございますが、国保連合会審査事務処理に係る負担金となっております。

15ページをお願いいたします。

第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業233万9,000円でございますが、保険料決定通知書の郵送料、コンビニ納付手数料などとなっております。

16ページをお願いいたします。

第3項、第1目ともに運営協議会費につきましては、22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業のため15名分の委員報酬となっております。

17ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、12億5,700万4,000円でございます。

第2目の退職被保険者等療養給付費は1,000円、第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費といたしまして702万4,000円、第4目の退職被保険者等療養費につきましては、1,000円を計上いたしております。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料591万6,000円でございますが、国保連合会への手数料となっております。

18ページをお願いいたします。

第2項・高額療養費、第1目の一般被保険者高額療養費1億9,869万3,000円、第2目の退

職被保険者等高額療養費1,000円につきましては、医療費が高額になった場合、一部負担給付をするものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費20万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円でございますが、こちらも決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものとなっております。

19ページをお願いいたします。

第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金462万円は、11件分を見込んだものとなっております。

第2目の支払手数料3,000円につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険団体連合会を通して直接払いをするための手数料となっております。

20ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費250万円は、50件分を見込んだものとなっております。

21ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第6項、第1目ともに傷病手当金は、新型コロナウイルス感染者が病気・けがなど療養のため労働不能となった方へ、対象となる賃金の日額の3分の2の賃金を手当金として支給するものであり、前年度を参考に30万円を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。

第3款・国民健康保険事業費納付金でございますが、町が支払う保険給付費に対し、三重県が町に交付金として支払うための財源として徴収するものでございます。

算定方法といたしましては、県が県全体の保険給付費の見込みを立て、必要額を市町ごとの所得水準や医療費水準を考慮して決定するもので、市町が県に納付金として納めるものとなっております。

その内訳としましては、第1項・医療給付費分、第1目の一般被保険者医療給付費分として3億694万7,000円、23ページ、第2項・後期高齢者支援金等分、第1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分として1億1,303万2,000円、24ページ、第3項、第1目ともに介護納付金分として3,628万1,000円となっております。

25ページをお願いいたします。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費2,367万8,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための特定健診等に係る

委託料の経費となっております。

26ページをお願いいたします。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目の保健衛生普及費890万円につきましては、国民健康保険保健事業といたしまして、医療費通知に係る経費や脳ドック検診などに係る経費566万7,000円と国保ヘルスアップ事業といたしまして323万3,000円を計上しております。

こちらの事業は、生活習慣病予防対策や重症化予防対策として、特定健診、特定保健指導を推進し、医療費をさらに適正なものにしていくための保健事業を行うもので、事業費は全額補助対象となっております。

27ページをお願いいたします。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の利息の積立てでございます。

28ページをお願いいたします。

第7款、第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

29ページをお願いいたします。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の200万円は、保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

30ページをお願いいたします。

第9款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円でございます。

以上で、議案第17号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

上村毅住民課長

続きまして、議案第18号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして説明させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,002万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをお願いいたします。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料1億2,483万4,000円と、第2目の普通徴収保険料4,987万9,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいて計上いたしております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料1,000円は、保険料督促に係る手数料でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億5,030万7,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2目・保険基盤安定繰入金9,300万7,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円計上をしております。

第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金200万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に過誤が生じた場合の還付金でございます。次に、歳出につきまして説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費983万2,000円につきましては、職員人件費として職員1名分962万5,000円、一般事務事業では、関係法規などの追録代を20万7,000円計上いたしております。

9ページをお願いいたします。

第2項、第1目ともに徴収費58万1,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

10ページをお願いいたします。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金6億761万6,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の財政運営に係る紀北町分の納付金となっております。

11ページをお願いいたします。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金200万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として歳入と同額を計上しております。

以上で、議案第18号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第19号についての内容説明を求めます。

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、議案第19号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

令和4年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,064万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は3,600万円と定める。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は520万4,000円であります。短期入所生活介護費収入でありまして、保険者収入414万円と利用者収入106万4,000円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は1億5,347万4,000円で、保険者収入1億2,878万2,000円と利用者収入2,469万2,000円であります。

第4款・寄付金、第1項・寄付金、第1目・老人ホーム寄付金は、1,000円を計上するものであります。

7ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は3,069万3,000円であります。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、歳計剰余金の1,000円を計上するものであります。

8ページをご覧ください。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、要介護認定調査受託事業収入として1,000円を計上するものであります。

第2項・雑入、第1目・雑入は23万2,000円であります。会計年度任用職員雇用保険料などであります。

9ページをお願いします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は103万9,000円でありまして、広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担に係る補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は1億8,663万5,000円であり
ます。内容につきましては、職員人件費が職員9名分で6,475万5,000円、会計年度任用職員
人件費は29名分で6,849万2,000円であります。

次に、老人ホーム管理運営事業は5,316万4,000円でありまして、会計年度任用職員報酬、
賄材料費等に加え、本年度は昇降式介護浴槽の更新費など、備品購入費1,243万3,000円を計
上しております。

また、利用者育成事業は、夏祭り、クリスマス会等の執行経費22万4,000円であります。

続きまして、13ページをご覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業
費は396万6,000円で、短期入所生活介護（シートステイ事業）に係る経費であります。

続きまして、14ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万
4,000円であります。

以上で、議案第19号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせ
ていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第20号の内容説明を求めます。

中村水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、議案第20号 令和4年度紀北町水道事業会計予算についてご説明させていた
きます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は8,072戸

第2号 年間総給水量は215万1,675m³

第3号 一日平均給水量は5,895m³といたしております。

第4号 主な建設改良事業は、

馬瀬地区配水管布設替工事は1,050万円

上里地区配水管布設替工事は1,290万円

矢口浦地区配水管布設工事は1,000万円

相賀朝日町地区配水管布設替工事は630万円

紀伊長島地区橋梁改修工事に伴う支障移転工事は1,050万円

呼崎地区配水管布設替工事は930万円

一般国道422号線（大原地区）道路改良工事に伴う支障移転工事は950万円でございます。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入につきましては、第1款・水道事業収益は3億9,380万2,000円、第1項・営業収益は3億2,773万4,000円、第2項・営業外収益は6,606万8,000円でございます。

次に、支出につきましては、第1款・水道事業費用は3億7,080万7,000円、第1項・営業費用は3億3,747万2,000円、第2項・営業外費用は3,310万8,000円、第3項・特別損失は22万7,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,454万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額593万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,337万6,000円、建設改良積立金1,524万円を補てんするものとする）。

収入でございますが、第1款・資本的収入は1億1,187万1,000円、第1項・負担金は100万円、第2項・補助金は5,207万1,000円、第3項・企業債は5,880万円でございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出は2億4,642万円、第1項・建設改良費は1億2,704万2,000円、第2項・企業債償還金は1億1,937万8,000円でございます。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、上水道建設改良資金に充てるため、限度額は5,880万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定めるものとございます。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用を定めたものとございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費は6,670万3,000円といたしております。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,399万9,000円であるといたしております。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、690万5,000円と定めるものとございます。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算実施計画説明書により説明させていただきます。

予算書の29ページをお願いいたします。

令和4年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益は3億9,380万2,000円で、前年度予定額に対しまして177万1,000円の減額となっております。

第1項・営業収益3億2,773万4,000円、第1目・給水収益3億2,472万8,000円は、水道料金収入でございます。

第2目・その他営業収益は300万6,000円で、材料売却収益104万8,000円は給水装置、工事用材料売却収益、手数料16万5,000円は指定給水装置工事事業者登録・更新手数料等、雑収益179万3,000円は水道加入分担金でございます。

30ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益6,606万8,000円、第2目・補助金501万8,000円は、企業債償還利子等に係る一般会計からの補助金でございます。

第3目・長期前受金戻入6,089万2,000円、第4目・雑収益は15万8,000円で、土地貸付料15万7,000円等でございます。

31ページをお願いいたします。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用は3億7,080万7,000円で、前年度予定額に対しまして1,551万8,000円の減額となっております。

第1項・営業費用3億3,747万2,000円、第1目・原水及び浄水費5,300万8,000円は、原水及び浄水設備の維持管理に係る費用でございます。

主なものといたしましては、委託料1,565万9,000円は、水質検査業務委託、水道施設保守点検費用等、動力費3,183万3,000円は、水源地の電気代等でございます。

第2目・配水及び給水費1,979万8,000円は、配水池及び給配水管の維持管理に要する費用等でございます。

主なものといたしましては、通信運搬費298万6,000円は専用回線使用料等、32ページに移りまして、修繕費900万円は給配水管修繕工事などに、動力費262万8,000円は加圧ポンプ所及び配水池の電気代等、材料費298万3,000円は給配水管修繕用の材料代でございます。

第3目・総係費8,950万4,000円は、水道料金の調定、収納事務のほか、人件費等を含めた事業活動全般に要する経費を計上しております。

主なものといたしましては、報酬611万2,000円は水道水源保護審議会委員及び会計年度任用職員報酬、給料3,392万7,000円は職員9名分の給料、職員の手当等が1,160万1,000円、賞与引当金繰入額545万2,000円、33ページに移りまして、法定福利費382万9,000円は職員9名及び会計年度任用職員3名分に係るものでございます。委託料1,131万円は電算システムや検針・集金業務委託料等、会費負担金562万7,000円は三重県市町総合事務組合への退職手当負担金等でございます。

34ページをお願いいたします。

第4目・減価償却費は1億7,224万9,000円。

第5目・資産減耗費211万9,000円は、布設替えや施設の更新等に伴う固定資産の除却によるものなどでございます。

第6目・その他営業費用79万4,000円は、材料売却の原価でございます。

35ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用3,310万8,000円。

第1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,730万8,000円は、企業債利子の償還金1,729万8,000円等でございます。

第2目・消費税及び地方消費税は1,579万9,000円。

第3目・雑支出は1,000円を予算措置しております。

第3項・特別損失22万7,000円。

第1目・過年度損益修正損12万7,000円は、過年度水道料金の減免額。

第2目・その他特別損失10万円は、貸倒引当金繰入額でございます。

36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入は1億1,187万1,000円で、前年度予定額に対しまして6,379万3,000円の減額となっております。

第1項・負担金、第1目・負担金100万円は、消火栓設置工事負担金2基分でございます。

第2項・補助金、第1目・補助金は5,207万1,000円で、内訳といたしましては、一般会計補助金4,897万1,000円は、企業債償還元金等に係る補助金、県補助金310万円は、建設改良事業の補助金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債5,880万円は、建設改良工事に係る上水道事業債の借入れでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出は2億4,642万円で、前年度予定額に対しまして7,678万2,000円の減額となっております。

第1項・建設改良費1億2,704万2,000円。

第1目・上水道改良費は9,501万円で、主な事業といたしましては、工事請負費の8,520万円は、馬瀬地区配水管布設替工事ほか7地区において布設替工事等を予定しております。人件費につきましては、設計技師1名分を計上させていただいております。

38ページをお願いいたします。

第2目・固定資産購入費は3,203万2,000円で、主なものといたしましては、機械及び装置購入費3,153万2,000円は、三浦浄水場設備更新事業2,000万円、量水器取替事業530万4,000円、取替量水器購入費522万8,000円等でございます。

第2項・企業債償還金、第1目・企業債償還金は1億1,937万8,000円で、企業債元金の償還に係るものでございます。

以上で、議案第20号 令和4年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第21号の内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第21号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,781万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,146万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の内容につきましては、国の第5回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業で、町民の皆様の生活支援、子育て世帯への支援と経済対策を行うための補正でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は1億6,998万7,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新たに計上するものでございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は1億782万7,000円の増額で、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第3款・民生費、第3項・児童福祉費、第2目・保育所費は2,031万2,000円の増額で、0歳から2歳の保育料を1年分全額減免するものがございます。

8ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は3,744万2,000円の増額で、水道料金の基本料金を6か月分全額免除するため、減収となる水道料金等を水道事業会計に繰出しするものがございます。

9ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は1億6,028万8,000円の増額で、1人1万円の商品券を給付するものがございます。

第3目・観光費は2,136万8,000円の増額で、町内宿泊者に1人1泊につき2,000円のクーポン券を1万泊を限度に配布するものがございます。

10ページをご覧ください。

第9款・教育費、第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は3,840万4,000円の増額で、学校給食費支援事業3,510万4,000円は、小・中学校の給食費を1年分全額支援するもので、地元食材活用支援事業330万円は、事業者を支援するため、学校給食に地元の食材を活用するものがございます。

以上で、議案第21号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第22号の内容説明を求めます。

中村水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、議案第22号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度紀北町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額3億9,380万2,000円に補正予定額352万6,000円を減額し、計を3億9,027万6,000円に、第1項・営業収益の既決予定額3億2,773万4,000円に補正予定額4,096万8,000円を減額し、計を2億8,676万6,000円に、第2項・営業外収益の既決予定額6,608万8,000円に補正予定額3,744万2,000円を増額し、計を1億351万円に補正するものでございます。

続きまして、支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億7,080万7,000円に補正予定額352万6,000円を減額し、計を3億6,728万1,000円に、第1項・営業費用の既決予定額3億3,747万2,000円に補正予定額19万8,000円を増額し、計を3億3,767万円に、第2項・営業外費用の既決予定額3,310万8,000円に補正予定額372万4,000円を減額し、計を2,938万4,000円に補正するものでございます。

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金の既決予定額5,398万9,000円に補正予定額3,744万2,000円を増額し、計を9,143万1,000円に補正するものでございます。

令和4年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、実施計画説明書により、収入予算から説明させていただきます。

予算書の10ページをお願いいたします。

収益的収入の第1款・水道事業収益、第1項・営業収益、第1目・給水収益は4,096万8,000円を減額し、2億8,376万円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、町民の皆様の生活に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、生活及び経済活動を支援するため、令和4年6月から令和4年11月までの6か月間、水道基本料金を全額免除するものでございます。

第2項・営業外収益、第2目・補助金は3,744万2,000円を増額し、4,246万円とするものでございます。一般会計からの繰入金であり、収益的収入で不足する水道基本料金の減収分を一般会計から同額を補填するものでございます。

続きまして、支出予算の内容を説明させていただきます。

収益的支出の第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費は19万8,000円を増額し、8,970万2,000円とするものでございます。水道基本料金の免除に伴う電算システム改修費の増額でございます。

第2項・営業外費用、第2目・消費税及び地方消費税は372万4,000円を減額し、1,207万5,000円とするものでございます。水道基本料金の減収に伴う消費税及び地方消費税の減額でございます。

以上で、議案第22号 令和4年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

入江康仁議長

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月4日の本会議で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月4日の本会議で行うことに決定しました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時 37分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 6月 7日

紀北町議会議長 入江 康仁

紀北町議会議員 岡村 哲雄

紀北町議会議員 原 隆伸